令和４年

市議会２月定例会議案

令和４年２月２２日提出

掛　川　市

目　　次

議案番号	件　　名	頁
議案第　１　号	令和４年度掛川市一般会計予算について	７
議案第　２　号	令和４年度掛川市国民健康保険特別会計予算について	１７
議案第　３　号	令和４年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について	２１
議案第　４　号	令和４年度掛川市介護保険特別会計予算について	２５
議案第　５　号	令和４年度掛川市公共用地取得特別会計予算について	２９
議案第　６　号	令和４年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について	３３
議案第　７　号	令和４年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算について	３９
議案第　８　号	令和４年度上西郷財産区特別会計予算について	４３
議案第　９　号	令和４年度桜木財産区特別会計予算について	４７
議案第　１０　号	令和４年度東山財産区特別会計予算について	５１
議案第　１１　号	令和４年度佐束財産区特別会計予算について	５５
議案第　１２　号	令和４年度倉真財産区特別会計予算について	５９
議案第　１３　号	令和４年度掛川市水道事業会計予算について	６３
議案第　１４　号	令和４年度掛川市簡易水道事業会計予算について	６５
議案第　１５　号	令和４年度掛川市公共下水道事業会計予算について	６７
議案第　１６　号	令和４年度掛川市農業集落排水事業会計予算について	６９
議案第　１７　号	令和４年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について	７１
県知事提出 議案第　１８　号	掛川市上内田四区財産区議会設置条例の制定について	７３
議案第　１９　号	掛川市上内田四区財産区特別会計条例の制定について	７７
議案第　２０　号	掛川市上内田四区財産区運営基金条例の制定について	７９
県知事提出 議案第　２１　号	掛川市南郷財産区議会設置条例の制定について	８１
議案第　２２　号	掛川市南郷財産区特別会計条例の制定について	８５

議案番号	件　　名	頁
議案第　２３　号	掛川市南郷財産区運営基金条例の制定について	８７
議案第　２４　号	掛川市倉真財産区管理会条例の制定について	８９
議案第　２５　号	掛川市倉真財産区特別会計条例の制定について	９３
議案第　２６　号	掛川市倉真財産区運営基金条例の制定について	９５
議案第　２７　号	掛川市倉真財産区管理会の管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	９７
議案第　２８　号	掛川市犯罪被害者等支援条例の制定について	９９
議案第　２９　号	掛川市佐束財産区管理会条例等の一部改正について	１０５
議案第　３０　号	掛川市個人情報保護条例の一部改正について	１１１
議案第　３１　号	掛川市職員の分限に関する条例の一部改正について	１１３
議案第　３２　号	掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	１１７
議案第　３３　号	掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	１２１
議案第　３４　号	掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について	１２３
議案第　３５　号	掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について	１２５
議案第　３６　号	掛川市国民健康保険税条例の一部改正について	１３５
議案第　３７　号	掛川市営住宅管理条例等の一部改正について	１５３
議案第　３８　号	掛川市汚水処理施設条例の一部改正について	１５７
議案第　３９　号	掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	１５９
議案第　４０　号	掛川市立学校設置条例の一部改正について	１６１
議案第　４１　号	掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について	１６３
議案第　４２　号	掛川市消防団条例の一部改正について	１６５
議案第　４３　号	掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	１６９
議案第　４４　号	令和３年度掛川市一般会計補正予算（第14号）について	１７１
議案第　４５　号	令和３年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について	１８１

議案番号	件　　名	頁
議案第　４６　号	令和３年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）について	１８５
議案第　４７　号	令和３年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第３号）について	１８９
議案第　４８　号	令和３年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第１号）について	１９３
議案第　４９　号	令和３年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第１号）について	１９７
議案第　５０　号	令和３年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第２号）について	２０１
議案第　５１　号	令和３年度東山財産区特別会計補正予算（第１号）について	２０５
議案第　５２　号	令和３年度掛川市水道事業会計補正予算（第２号）について	２０９
議案第　５３　号	令和３年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第３号）について	２１１
議案第　５４　号	令和３年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第３号）について	２１３
議案第　５５　号	令和３年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第２号）について	２１５
議案第　５６　号	第２次掛川市総合計画基本構想の改定について	２１７

議案第１号

令和４年度掛川市一般会計予算

令和４年度掛川市一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,910,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 市税		20,744,894
	1 市民税	8,246,914
	2 固定資産税	9,632,429
	3 軽自動車税	462,031
	4 市たばこ税	753,757
	5 入湯税	17,062
	6 都市計画税	1,632,701
2 地方譲与税		571,000
	1 地方揮発油譲与税	134,000
	2 自動車重量譲与税	402,000
	3 森林環境譲与税	35,000
3 利子割交付金		12,000
	1 利子割交付金	12,000
4 配当割交付金		109,000
	1 配当割交付金	109,000
5 株式等譲渡所得割交付金		148,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	148,000
6 法人事業税交付金		323,000
	1 法人事業税交付金	323,000
7 地方消費税交付金		2,722,000
	1 地方消費税交付金	2,722,000
8 ゴルフ場利用税交付金		78,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	78,000
9 環境性能割交付金		89,000
	1 環境性能割交付金	89,000
10 地方特例交付金		150,439

款	項	金　　額
		千円
	1 地方特例交付金	150,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	439
11 地方交付税		3,395,000
	1 地方交付税	3,395,000
12 交通安全対策特別交付金		25,000
	1 交通安全対策特別交付金	25,000
13 分担金及び負担金		182,349
	1 分担金	15,930
	2 負担金	166,419
14 使用料及び手数料		538,077
	1 使用料	334,189
	2 手数料	203,888
15 国庫支出金		7,142,910
	1 国庫負担金	3,558,580
	2 国庫補助金	3,514,296
	3 委託金	70,034
16 県支出金		3,789,508
	1 県負担金	2,138,188
	2 県補助金	1,431,263
	3 委託金	220,057
17 財産収入		68,865
	1 財産運用収入	35,039
	2 財産売払収入	33,826
18 寄附金		1,043,640
	1 寄附金	1,043,640

款	項	金　　額
		千円
19 繰入金		2,876,228
	1 基金繰入金	2,452,607
	2 特別会計繰入金	423,621
20 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
21 諸収入		2,760,290
	1 延滞金加算金及び過料	26,384
	2 市預金利子	300
	3 貸付金元利収入	1,544,929
	4 雑入	1,188,677
22 市債		4,110,800
	1 市債	4,110,800
歳　入　合　計		50,910,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 議会費		269,978
	1 議会費	269,978
2 総務費		5,897,672
	1 総務管理費	4,954,891
	2 賦課徴収費	547,044
	3 戸籍住民基本台帳費	298,100
	4 選挙費	56,209
	5 統計調査費	7,283
	6 監査委員費	34,145
3 民生費		16,990,511
	1 社会福祉費	6,949,046
	2 児童福祉費	9,300,281
	3 生活保護費	723,988
	4 災害援助費	17,196
4 衛生費		5,331,400
	1 保健費	2,814,385
	2 衛生費	283,075
	3 清掃費	2,233,940
5 労働費		1,556,469
	1 労働諸費	1,556,469
6 農林水産業費		1,381,222
	1 農業費	361,589
	2 農地費	825,769
	3 林業費	193,827
	4 水産業費	37
7 商工費		1,456,017

款	項	金　　額
		千円
	1 商工費	1,456,017
8 土木費		5,083,887
	1 土木管理費	282,091
	2 道路橋梁費	1,603,946
	3 河川費	896,550
	4 都市計画費	1,981,285
	5 住宅費	320,015
9 消防費		1,533,381
	1 消防費	1,533,381
10 教育費		5,930,461
	1 教育総務費	301,501
	2 小学校費	965,451
	3 中学校費	422,231
	4 幼稚園費	1,401,218
	5 社会教育費	1,046,886
	6 保健体育費	1,793,174
11 災害復旧費		181,596
	1 農林水産施設災害復旧費	75,279
	2 土木施設災害復旧費	106,317
12 公債費		5,260,135
	1 公債費	5,260,135
13 予備費		37,271
	1 予備費	37,271
歳　出　合　計		50,910,000

第２表　債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限度額
市役所本庁舎セキュリティシステム等リース料 （令和４年度分）	自　令和　4　年度 至　令和　10　年度	13,392
電子申請システム使用料	自　令和　4　年度 至　令和　8　年度	11,220
基幹系第一共通基盤更新対応業務委託	自　令和　4　年度 至　令和　5　年度	129,987
行政ネットワーク支所・出先機関回線使用料 （令和４年度分）	自　令和　4　年度 至　令和　11　年度	57,516
生物循環パビリオン施設運転管理業務包括委託	自　令和　4　年度 至　令和　13　年度	2,997,500
農業近代化資金利子補給金 （令和４年度分）	自　令和　4　年度 至　令和　11　年度	3,909
小口資金利子補給金 （令和４年度分）	自　令和　4　年度 至　令和　9　年度	245
短期経営改善資金利子補給金 （令和４年度分）	自　令和　4　年度 至　令和　5　年度	540
経済変動対策貸付金利子補給金 （令和４年度分）	自　令和　4　年度 至　令和　8　年度	7,725
22世紀の丘公園管理業務委託 （令和４年度分）	自　令和　4　年度 至　令和　6　年度	142,084
松ヶ岡整備工事監理委託 （令和４年度分）	自　令和　4　年度 至　令和　5　年度	20,000
松ヶ岡整備工事 （令和４年度分）	自　平成　4　年度 至　令和　5　年度	100,000
（仮称）南部学校給食センター給食配送業務委託	自　令和　4　年度 至　令和　9　年度	53,115
こうようの丘給食配送車リース料	自　令和　4　年度 至　令和　10　年度	15,385
（仮称）南部学校給食センター改修工事	自　令和　4　年度 至　令和　5　年度	53,790

第３表　地方債

（単位　千円）

項　目	起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
民生債 (853,900)	ききょう荘施設改修事業	6,100	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	認定こども園整備事業	847,800			
衛生債 (15,900)	新井処分場水処理施設改修事業	15,900			
農林水産債 (79,100)	農業農村整備事業	63,300			
	自然災害防止事業（農業用溜池整備事業）	8,800			
	辺地対策事業（林道開発改良事業）	7,000			
土木債 (1,670,800)	辺地対策事業（市道改良事業）	42,500			
	公共道路事業	57,300			
	合併推進道路整備事業	247,000			
	事業関連道路改良事業	131,100			
	市単河川整備事業	129,000			
	海岸防災林強化事業	634,900			
	道路橋梁維持事業	75,500			
	舗装改良事業	7,800			
	歩道改良事業	74,500			

（単位　千円）

項　目	起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
土木債	橋梁耐震補強事業	86,400	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	下垂木地区まちづくり事業	79,100			
	掛川駅周辺地区まちづくり事業	3,600			
	掛川城周辺地区まちづくり事業	102,100			
消防債（76,100）	西分署庁舎改修事業	34,000			
	消防用ドローン整備事業	2,500			
	高規格救急自動車整備事業	20,100			
	消防ポンプ車整備事業	18,100			
	防災資機材備蓄施設整備事業	1,400			
教育債（370,700）	学校施設環境改善事業	19,300			
	上内田小学校急傾斜地崩壊対策事業	28,000			
	文化ホール改修事業	15,000			
	二の丸美術館改修事業	12,100			
	和田岡古墳群史跡整備事業	24,600			
	総合体育館改修事業	45,500			

（単位　千円）

項　目	起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
教育債	いこいの広場改修事業	22,800	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	大東給食センター改修事業	203,400			
災害復旧債（41,600）	農業施設災害復旧事業	13,200			
	林業施設災害復旧事業	4,700			
	土木施設災害復旧事業	23,700			
県貸付金（6,700）	災害援護資金県貸付金	6,700			
臨時財政対策債（996,000）	臨時財政対策債	996,000			
合　計		4,110,800			

議案第２号

令和４年度掛川市国民健康保険特別会計予算

令和４年度掛川市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,809,139千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久保田　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 国民健康保険税		2,328,234
	1 国民健康保険税	2,328,234
2 使用料及び手数料		25
	1 手数料	25
3 県支出金		8,388,817
	1 県補助金	8,388,817
4 財産収入		967
	1 財産運用収入	967
5 繰入金		1,039,005
	1 一般会計繰入金	776,005
	2 基金繰入金	263,000
6 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
7 諸収入		32,091
	1 延滞金加算金及び過料	21,395
	2 預金利子	1
	3 雑入	10,695
歳　入　合　計		11,809,139

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		154,345
	1 総務管理費	106,760
	2 徴税費	43,982
	3 運営協議会費	262
	4 趣旨普及費	3,341
2 保険給付費		8,281,579
	1 療養諸費	7,237,393
	2 高額療養費	997,150
	3 助産諸費	37,819
	4 葬祭費	9,000
	5 移送費	110
	6 傷病手当金	107
3 国民健康保険事業費納付金		3,219,771
	1 医療給付費分	2,202,746
	2 後期高齢者支援金等分	768,966
	3 介護納付金分	248,059
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 保健事業費		132,127
	1 保健事業費	132,127
6 基金積立金		967
	1 基金積立金	967
7 公債費		200
	1 一般公債費	200
8 諸支出金		15,010
	1 償還金及び還付加算金	15,010

款	項	金　　額
9 予備費		千円 5,138
	1 予備費	5,138
歳　出　合　計		11,809,139

議案第３号

令和４年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和４年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,442,444千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		1,117,710
	1 後期高齢者医療保険料	1,117,710
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		321,632
	1 一般会計繰入金	321,632
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2,101
	1 延滞金加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	2,000
歳　入　合　計		1,442,444

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		32,731
	1 総務管理費	29,273
	2 徴収費	3,458
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,354,642
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,354,642
3 保健事業費		52,971
	1 保健事業費	52,971
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 諸支出金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
歳　出　合　計		1,442,444

議案第４号

令和４年度掛川市介護保険特別会計予算

令和４年度掛川市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,240,857千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 保険料		2,279,927
	1 介護保険料	2,279,927
2 分担金及び負担金		27,609
	1 負担金	27,609
3 国庫支出金		2,054,213
	1 国庫負担金	1,703,471
	2 国庫補助金	350,742
4 支払基金交付金		2,637,589
	1 支払基金交付金	2,637,589
5 県支出金		1,468,722
	1 県負担金	1,414,476
	2 県補助金	54,246
6 財産収入		2,085
	1 財産運用収入	2,085
7 繰入金		1,763,126
	1 一般会計繰入金	1,577,189
	2 基金繰入金	185,937
8 繰越金		20
	1 繰越金	20
9 諸収入		7,566
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 預金利子	10
	3 雑入	7,546
歳　入　合　計		10,240,857

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		206,589
	1 総務管理費	52,163
	2 徴収費	12,473
	3 介護認定審査会費	141,953
2 保険給付費		10,029,463
	1 保険給付費等諸費	9,600,636
	2 地域支援事業費	428,827
3 基金積立金		2,085
	1 基金積立金	2,085
4 公債費		700
	1 公債費	700
5 諸支出金		2,020
	1 償還金及び還付加算金	2,020
歳　出　合　計		10,240,857

議案第５号

令和４年度掛川市公共用地取得特別会計予算

令和４年度掛川市公共用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 529,638 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		1,457
	1 財産運用収入	779
	2 財産売払収入	678
2 繰入金		1,507
	1 基金繰入金	1,507
3 繰越金		526,624
	1 繰越金	526,624
4 諸収入		50
	1 預金利子	50
歳　入　合　計		529,638

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 公共用地取得事業費		529,638
	1 公共用地取得事業費	529,638
歳　出　合　計		529,638

議案第６号

令和４年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算

令和４年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,735千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		24,800
	1 国庫補助金	24,800
3 繰入金		11,000
	1 基金繰入金	11,000
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		38,098
	1 預金利子	1
	2 雑入	38,097
6 市債		32,700
	1 市債	32,700
歳　入　合　計		106,735

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 駅周辺施設管理費		106,162
	1 駅周辺施設管理費	106,162
2 公債費		65
	1 公債費	65
3 予備費		508
	1 予備費	508
歳　出　合　計		106,735

第２表　債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限度額
ほのぼのパスエレベーター設置土木工事委託	自　令和　4　年度 至　令和　5　年度	124,050
ほのぼのパスエレベーター設置工事監理委託	自　令和　4　年度 至　令和　5　年度	6,402
ほのぼのパスエレベーター設置工事	自　令和　4　年度 至　令和　5　年度	90,000

第３表　地方債

（単位　千円）

項　目	起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
土木債 (32,700)	掛川駅周辺地区まちづくり事業	32,700	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。

議案第７号

令和４年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算

令和４年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,030,200千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		1,030,200
	1 財産売払収入	1,030,200
歳　入　合　計		1,030,200

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 工業用地整備事業費		1,030,200
	1 工業用地整備事業費	1,030,200
歳　出　合　計		1,030,200

議案第８号

令和４年度上西郷財産区特別会計予算

令和４年度上西郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,311千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		510
	1 財産運用収入	510
2 繰越金		2,800
	1 繰越金	2,800
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入　合　計		3,311

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 管理会費		181
	1 管理会費	181
2 総務費		589
	1 総務管理費	589
3 予備費		2,541
	1 予備費	2,541
歳　出　合　計		3,311

議案第９号

令和４年度桜木財産区特別会計予算

令和４年度桜木財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		21
	1 基金繰入金	21
3 繰越金		34
	1 繰越金	34
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入　合　計		57

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		56
	1 総務管理費	56
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳　出　合　計		57

議案第１０号

令和４年度東山財産区特別会計予算

令和４年度東山財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,208千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		1,907
	1 財産運用収入	1,907
2 繰越金		2,300
	1 繰越金	2,300
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入　合　計		4,208

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 管理会費		590
	1 管理会費	590
2 総務費		2,088
	1 総務管理費	2,088
3 予備費		1,530
	1 予備費	1,530
歳　出　合　計		4,208

議案第１１号

令和４年度佐束財産区特別会計予算

令和４年度佐束財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,563千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		8,563
	1 財産運用収入	8,563
2 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
歳　入　合　計		11,563

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 管理会費		733
	1 管理会費	733
2 総務費		10,148
	1 総務管理費	10,148
3 予備費		682
	1 予備費	682
歳　出　合　計		11,563

議案第１２号

令和４年度倉真財産区特別会計予算

令和４年度倉真財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,090千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		50
	1 財産運用収入	40
	2 財産売払収入	10
2 繰入金		1,300
	1 基金繰入金	1,300
3 諸収入		740
	1 雑入	740
歳　入　合　計		2,090

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 管理会費		380
	1 管理会費	380
2 総務費		1,145
	1 総務管理費	1,145
3 予備費		565
	1 予備費	565
歳　出　合　計		2,090

議案第１３号

令和４年度掛川市水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度掛川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	51,400 件
(2) 総給水量	14,447,000 ㎥
(3) 一日平均給水量	39,581 ㎥
(4) 主要な建設改良事業	
(ｱ) 一般配水管改良事業	350,700 千円
(ｲ) 生活基盤施設耐震化事業	300,000 千円
(ｳ) 配水施設関連事業	565,100 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　水道事業収益	3,158,060 千円
第１項　営業収益	2,840,361 千円
第２項　営業外収益	317,696 千円
第３項　特別利益	3 千円
支　　出	
第１款　水道事業費用	3,011,108 千円
第１項　営業費用	2,886,219 千円
第２項　営業外費用	114,878 千円
第３項　特別損失	11 千円
第４項　予備費	10,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,108,302 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 135,321 千円、過年度分損益勘定留保資金 772,981 千円、建設改良積立金 200,000 千円で補てんするものとする。）。

収　　入	
第１款　資本的収入	668,406 千円
第１項　負担金	62,450 千円
第２項　他会計支出金	30,955 千円
第３項　企業債	500,000 千円
第４項　国庫支出金	75,000 千円
第５項　固定資産売却代金	1 千円
支　　出	
第１款　資本的支出	1,776,708 千円
第１項　建設改良費	1,538,166 千円
第２項　企業債償還金	233,833 千円
第３項　国庫補助金返還金	4,709 千円

（債務負担行為）
第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
配水施設関連事業 原谷配水池改修工事	令和４年度から 令和５年度まで	370,000 千円

（企業債）
第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
上　水　道　事　業 （送配水設備改良事業）	500,000 千円	証書借入	5.0％以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）
第７条　一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

（予定支出の各項目の経費の金額の流用）
第８条　次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第９条　次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
(1) 職員給与費　　177,797 千円

（他会計からの補助金）
第 10 条　緊急地震・津波対策事業のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、20,619 千円である。

（たな卸資産の購入限度額）
第 11 条　たな卸資産の購入限度額は、13,300 千円と定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　崇

議案第１４号

令和４年度掛川市簡易水道事業会計予算

（総則）
第１条　令和４年度掛川市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）
第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。
(1) 給水件数　210 件
(2) 総給水量　54,180 ㎥
(3) 一日平均給水量　148 ㎥
(4) 主要な建設改良事業
(ｱ) 公共事業関連事業　1,500 千円

（収益的収入及び支出）
第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入	
第１款　水道事業収益	16,910 千円
第１項　営業収益	6,692 千円
第２項　営業外収益	10,024 千円
第３項　特別利益	194 千円
支　出	
第１款　水道事業費用	24,059 千円
第１項　営業費用	24,001 千円
第２項　営業外費用	58 千円

（資本的収入及び支出）
第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 306 千円は、過年度分損益勘定留保資金 306 千円で補てんするものとする。）。

収　入	
第１款　資本的収入	1,935 千円
第１項　負担金	1,500 千円
第２項　他会計支出金	435 千円
支　出	
第１款　資本的支出	2,241 千円
第１項　建設改良費	1,525 千円
第２項　企業債償還金	716 千円

（一時借入金）
第５条　一時借入金の限度額は、10,000 千円と定める。

（予定支出の各項目の経費の金額の流用）
第６条　各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

（他会計からの補助金）
第７条　簡易水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、3,252 千円である。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　崇

議案第１５号

令和４年度掛川市公共下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度掛川市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積　1,144 ha

(2) 年間総処理水量　4,087,000 ㎥

(3) 一日平均処理水量　11,197 ㎥

(4) 主要な建設改良事業

(ｱ) 管路建設事業　811,731 千円

(ｲ) ポンプ場建設改良事業　48,800 千円

(ｳ) 処理場建設改良事業　251,300 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　下水道事業収益	2,513,410 千円
第１項　営業収益	633,511 千円
第２項　営業外収益	1,879,896 千円
第３項　特別利益	3 千円
支　　出	
第１款　下水道事業費用	1,886,619 千円
第１項　営業費用	1,619,880 千円
第２項　営業外費用	266,635 千円
第３項　特別損失	4 千円
第４項　予備費	100 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 887,976 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 58,726 千円、当年度分損益勘定留保資金 281,506 千円、利益剰余金処分額 547,744 千円で補てんするものとする。）。

収　　入	
第１款　資本的収入	1,255,325 千円
第１項　企業債	863,800 千円
第２項　負担金等	15,845 千円
第３項　国庫支出金	334,095 千円
第４項　他会計支出金	41,585 千円
支　　出	
第１款　資本的支出	2,143,301 千円
第１項　建設改良費	1,111,831 千円
第２項　企業債償還金	1,031,470 千円

（債務負担行為）
第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
大東浄化センター電気設備工事	令和４年度から 令和５年度まで	105,600 千円
大東浄化センター水処理設備工事	令和４年度から 令和５年度まで	86,200 千円
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和４年度から 令和８年度まで	287 千円

（企業債）
第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
建設改良事業	663,800 千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	200,000 千円			
合　　計	863,800 千円			

（一時借入金）
第７条　一時借入金の限度額は、1,500,000 千円と定める。

（予定支出の各項目の経費の金額の流用）
第８条　次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第９条　次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
(1) 職員給与費　　116,464 千円

（他会計からの補助金）
第 10 条　下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、466,731 千円である。

（利益剰余金の処分）
第 11 条　当年度利益剰余金のうち 547,744 千円は次のとおり処分するものとする。
(1) 減債積立金

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　崇

議案第１６号

令和４年度掛川市農業集落排水事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度掛川市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積　227 ha

(2) 年間総処理水量　443,000 ㎥

(3) 一日平均処理水量　1,214 ㎥

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　下水道事業収益	334,673 千円
第１項　営業収益	65,300 千円
第２項　営業外収益	269,370 千円
第３項　特別利益	3 千円
支　　出	
第１款　下水道事業費用	304,227 千円
第１項　営業費用	276,812 千円
第２項　営業外費用	27,312 千円
第３項　特別損失	3 千円
第４項　予備費	100 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 56,687 千円は、当年度分損益勘定留保資金 26,241 千円及び利益剰余金処分額 30,446 千円で補てんするものとする。）。

収　　入	
第１款　資本的収入	45,151 千円
第１項　負担金等	40 千円
第２項　他会計支出金	45,111 千円
支　　出	
第１款　資本的支出	101,838 千円
第１項　企業債償還金	101,838 千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

（予定支出の各項目の経費の金額の流用）

第６条　次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費　7,560 千円

（他会計からの補助金）
第８条　下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、127,201 千円である。

（利益剰余金の処分）
第９条　当年度利益剰余金のうち 30,446 千円は次のとおり処分するものとする。
(1)減債積立金

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　　崇

議案第１７号

令和４年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 管理基数　　1,758 基

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　下水道事業収益	222,339 千円
第１項　営業収益	94,105 千円
第２項　営業外収益	128,231 千円
第３項　特別利益	3 千円
支　　出	
第１款　下水道事業費用	212,601 千円
第１項　営業費用	196,586 千円
第２項　営業外費用	15,962 千円
第３項　特別損失	3 千円
第４項　予備費	50 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 46,887 千円は、当年度分損益勘定留保資金 37,012 千円及び利益剰余金処分額 9,875 千円で補てんするものとする。）。

収　　入	
第１款　資本的収入	1,037 千円
第１項　他会計支出金	1,037 千円
支　　出	
第１款　資本的支出	47,924 千円
第１項　企業債償還金	47,924 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和４年度から 令和８年度まで	86 千円

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、120,000 千円と定める。

（予定支出の各項目の経費の金額の流用）

第７条　次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条　次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
(1) 職員給与費　　4,511 千円

（他会計からの補助金）
第９条　下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、39,921 千円である。

（利益剰余金の処分）
第 10 条　当年度利益剰余金のうち 9,875 千円は次のとおり処分するものとする。
(1) 減債積立金

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久 保 田　崇

県 知 事 提 出

議案第 １８ 号

掛川市上内田四区財産区議会設置条例の制定について

掛川市上内田四区財産区議会設置条例を裏面のとおり制定する。

令和４年２月２２日提出

静岡県知事　川　勝　平　太

掛川市上内田四区財産区議会設置条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第295条の規定に基づき、掛川市上内田四区財産区（以下「財産区」という。）に議会を置く。

（議会の議員の定数）

第２条　議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、12人とする。

（議員の任期）

第３条　議員の任期は、４年とする。

２　前項の任期は、一般選挙の日から起算する。ただし、任期満了による一般選挙が議員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員が全てなくなったときは議員が全てなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

３　補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議員の選挙権）

第４条　財産区の区域内に引き続き３月以上住所を有する者で市の議会の議員の選挙権を有するものは、議員の選挙権を有する。

（議員の被選挙権）

第５条　前条の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、議員の被選挙権を有する。

２　前項の年齢は、選挙の期日により算定する。

（選挙人名簿）

第６条　議員の選挙に用いる選挙人名簿は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条の規定により調製された選挙人名簿のうち、議員の選挙権を有する者に係る選挙人名簿又はその抄本によるものとする。

（選挙人名簿の調製）

第７条　掛川市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、議員の選挙を行う場合は、選挙人名簿を調製しなければならない。

２　選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

（選挙人名簿の効力）

第８条　選挙人名簿は、次の選挙を行う場合において調製する選挙人名簿が確定するまでの間その効力を有する。

（選挙人名簿の再調製）

第９条　委員会は、天災事変その他の事故により必要があるときは、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

２　第７条の規定は、前項の規定により選挙人名簿を再調製する場合について準用する。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　掛川町上内田四区議会設置条例（昭和26年条例第28号）は、廃止する。

議案第１９号

掛川市上内田四区財産区特別会計条例の制定について

掛川市上内田四区財産区特別会計条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市上内田四区財産区特別会計条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により、掛川市上内田四区財産区（以下「財産区」という。）の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、掛川市上内田四区財産区特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第２条　この会計においては、財産収入その他の諸収入をもってその歳入とし、財産区の管理、運営その他の諸支出をもってその歳出とする。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第２０号

掛川市上内田四区財産区運営基金条例の制定について

掛川市上内田四区財産区運営基金条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市上内田四区財産区運営基金条例

（設置）

第１条　掛川市上内田四区財産区（以下「財産区」という。）の財産の維持管理その他財産区の運営に要する経費の財源に充てるため、掛川市上内田四区財産区運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、掛川市上内田四区財産区特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第５条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により財産区の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) その他財産区の財産の維持管理上特に必要があると認める経費の財源に充てるとき。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日の前日までに、財産区において積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

県 知 事 提 出

議案第 ２１ 号

掛川市南郷財産区議会設置条例の制定について

掛川市南郷財産区議会設置条例を裏面のとおり制定する。

令和４年２月２２日提出

静岡県知事　川　勝　平　太

掛川市南郷財産区議会設置条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第295条の規定に基づき、掛川市南郷財産区（以下「財産区」という。）に議会を置く。

（議会の議員の定数）

第２条　議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、12人とする。

（議員の任期）

第３条　議員の任期は、４年とする。

２　前項の任期は、一般選挙の日から起算する。ただし、任期満了による一般選挙が議員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員が全てなくなったときは議員が全てなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

３　補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議員の選挙権）

第４条　財産区の区域内に引き続き３月以上住所を有する者で市の議会の議員の選挙権を有するものは、議員の選挙権を有する。

（議員の被選挙権）

第５条　前条の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、議員の被選挙権を有する。

２　前項の年齢は、選挙の期日により算定する。

（選挙人名簿）

第６条　議員の選挙に用いる選挙人名簿は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条の規定により調製された選挙人名簿のうち、議員の選挙権を有する者に係る選挙人名簿又はその抄本によるものとする。

（選挙人名簿の調製）

第７条　掛川市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、議員の選挙を行う場合は、選挙人名簿を調製しなければならない。

２　選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

（選挙人名簿の効力）

第８条　選挙人名簿は、次の選挙を行う場合において調製する選挙人名簿が確定するまでの間その効力を有する。

（選挙人名簿の再調製）

第９条　委員会は、天災事変その他の事故により必要があるときは、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

２　第７条の規定は、前項の規定により選挙人名簿を再調製する場合について準用する。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　掛川町南郷区議会設置条例（昭和26年条例第26号）は、廃止する。

議案第２２号

掛川市南郷財産区特別会計条例の制定について

掛川市南郷財産区特別会計条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市南郷財産区特別会計条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により、掛川市南郷財産区（以下「財産区」という。）の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、掛川市南郷財産区特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第２条　この会計においては、財産収入その他の諸収入をもってその歳入とし、財産区の管理、運営その他の諸支出をもってその歳出とする。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第２３号

掛川市南郷財産区運営基金条例の制定について

掛川市南郷財産区運営基金条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市南郷財産区運営基金条例

（設置）

第１条　掛川市南郷財産区（以下「財産区」という。）の財産の維持管理その他財産区の運営に要する経費の財源に充てるため、掛川市南郷財産区運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、掛川市南郷財産区特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第５条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により財産区の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) その他財産区の財産の維持管理上特に必要があると認める経費の財源に充てるとき。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日の前日までに、財産区において積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

議案第２４号

掛川市倉真財産区管理会条例の制定について

掛川市倉真財産区管理会条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市倉真財産区管理会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の２第１項及び第296条の４第１項の規定に基づき、掛川市倉真財産区管理会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　掛川市倉真財産区（以下「財産区」という。）に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。

（組織）

第３条　管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）７人をもって組織する。

（委員の選任）

第４条　委員は、財産区の区域内に３月以上住所を有するもので、市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。

（失職及び資格決定）

第５条　委員は、被選挙権を有する者でなくなったときは、その職を失う。

２　委員の被選挙権の有無については、管理会がこれを決定する。この場合において、出席委員の３分の２以上の多数によりこれを決定しなければならない。

３　前項の場合において、委員は、第８条第２項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することができる。ただし、決定に加わる権利を有しない。

（会長及び副会長）

第６条　管理会は、委員の中から会長及び副会長を互選しなければならない。

２　会長は、管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、管理会を代表する。

３　副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第７条　管理会は、会長が招集する。

２　会長は、委員から管理会の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

（会議）

第８条　管理会は、４人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

２　会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会

議に出席し、発言することができる。

３　管理会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第９条　前３条に定めるもののほか、管理会の議事運営については、市の議会の議事運営の例による。

（管理会の同意を要する事項）

第10条　財産区の財産又は公の施設の管理又は処分で管理会の同意を要するものは、次のとおりとする。

(1) 財産又は公の施設の全部の処分又は廃止

(2) 財産又は公の施設の財産的価値又は利用価値を減少させる処分

(3) 財産又は公の施設の全部又は一部の処分又は廃止でその性質を変更することとなるもの

(4) 財産又は公の施設の住民に対する使用関係の設定、制限若しくは廃止又は使用関係の変更

(5) 植林、伐採、間伐、採草地の設定又は変更等重要な管理行為

(6) 財産又は公の施設の管理計画を定め、又は変更すること。

(7) 使用料、加入金又は分担金に関すること。

(8) 毎年度の財産に係る収入及び支出並びに決算に関すること。

(9) この条例の改廃に関すること。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、管理会の運営に関し必要な事項は、管理会が別に定める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この条例を施行するために必要な委員の選任は、施行日前においても第４条の規定により行うことができる。

議案第２５号

掛川市倉真財産区特別会計条例の制定について

掛川市倉真財産区特別会計条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市倉真財産区特別会計条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により、掛川市倉真財産区（以下「財産区」という。）の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、掛川市倉真財産区特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第２条　この会計においては、財産収入その他諸収入をもってその歳入とし、財産区の管理、運営その他の諸支出をもってその歳出とする。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第２６号

掛川市倉真財産区運営基金条例の制定について

掛川市倉真財産区運営基金条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市倉真財産区運営基金条例

（設置）

第１条　掛川市倉真財産区（以下「財産区」という。）の財産の維持管理その他財産区の運営に要する経費の財源に充てるため、掛川市倉真財産区運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、掛川市倉真財産区特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第５条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により財産区の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) その他財産区の財産の維持管理上特に必要があると認める経費の財源に充てるとき。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日の前日までに、掛川市倉真財産区において積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

議案第２７号

掛川市倉真財産区管理会の管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

掛川市倉真財産区管理会の管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市倉真財産区管理会の管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、掛川市倉真財産区管理会の管理委員（以下「委員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　委員等の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会長　年額60,000円

(2) 副会長　年額40,000円

(3) その他の委員　年額20,000円

（費用弁償）

第３条　委員が会務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の額は、掛川市職員等の旅費に関する条例（平成17年掛川市条例第39号）の規定により１級の職務にある者に支給する旅費額に相当する額とする。

第４条　前条の規定にかかわらず、委員が市内における会議に出席したときは、半日につき3,500円の日当を支給することができる。

（支給方法）

第５条　この条例に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）及び掛川市職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員に支給する給与及び旅費の例による。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第２８号

掛川市犯罪被害者等支援条例の制定について

掛川市犯罪被害者等支援条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市犯罪被害者等支援条例

目次

第１章　総則（第１条－第７条）

第２章　支援の内容（第８条－第18条）

第３章　支援体制の整備（第19条－第22条）

第４章　雑則（第23条）

附則

第１章

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、掛川市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等　法第２条第１項の犯罪等をいう。

(2) 犯罪被害者等　法第２条第２項の犯罪被害者等をいう。

(3) 市民　市内に住所を有する個人をいう。

(4) 市民等　市民及び市内の事業所に通勤し、又は市内の学校に通学する個人をいう。

(5) 事業者等　市内において事業活動を行う個人及び団体をいう。

(6) 関係機関等　国、静岡県その他地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に係る民間の団体をいう。

(7) 犯罪被害者等支援　犯罪被害者等の被害を回復させ、又は軽減させ、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。

(8) 二次被害　犯罪被害者等が犯罪等によって被った被害の後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、マスメディアによる報道及びインターネットを通じて行われる誹謗中傷等により受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。

(9) 再被害　犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(10) 市営住宅等　掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）第２条第３号、掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）第２条第１号及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例（平成17年掛川市条例第146号）第２条第１号に規定する住宅をいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。

２　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

３　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

４　犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

２　市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう関係機関等と連携し、協力しなければならない。

（市民等の責務）

第５条　市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第６条　事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

２　事業者等は、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。

（犯罪被害者等支援計画）

第７条　市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

第２章　支援の内容

（相談及び情報提供）

第８条　市は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

２　市は、前項の窓口において、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の相談を受け付け、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度、関係機関等の情報を提供するものとする。

３　市は、犯罪被害者等から得た情報について、第三者等に漏えい等することのないよう、厳重に取り扱わなければならない。

（付添い及び申請手続の補助）

第９条　市は、犯罪被害者等である市民が移動する場合において、必要と判断したときは、その申出によりその移動に付き添うことができる。

２　市は、犯罪被害者等である市民がその支援に関する申請等を行う場合、その申出により必要に応じて手続を補助することに努めるものとする。

（物品貸与）

第10条　市は、犯罪被害者等である市民が生活する上で必要になると判断した物品を貸与することができる。

（見舞金の給付）

第11条　市は、犯罪被害者等である市民に対し、被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

（見舞金の給付制限）

第12条　前条の見舞金は、当該犯罪被害者等である市民が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができない。

(1) 当該犯罪被害者等である市民が、不法な目的をもって犯罪被害を受けた場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該犯罪被害者等である市民と加害者との関係その他当該犯罪被害が発生した総合的な事情から、見舞金を給付することが適切でないと市長が判断した場合

（見舞金の返還）

第13条　虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けた者又は見舞金の給付を受けた者で前条各号に該当することが判明したものは、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

（日常生活支援）

第14条　市は、第９条及び第10条に定めるもののほか、犯罪被害者等である市民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行うことができる。

（一時保護）

第15条　市は、犯罪被害者等の状況から、平穏な日常生活を送ることに重大な支障があると判断した場合には、犯罪被害者等を一時的に保護しなければならない。

２　前項の場合において、市は、関係機関等による一時保護が適切であると判断した場合は、遅滞なく関係機関等にその要請をしなければならない。

（住居支援）

第16条　市は、犯罪被害者等である市民に対し、市営住宅等を提供することができる。

（犯罪被害者等に関する情報の保護）

第17条　市は、犯罪被害者等に関する犯罪被害の態様及び支援の内容その他犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を阻害するおそれのある情報を当該犯罪被害者等支援に関わらない者に対して、提供してはならない。

（支援の制限）

第18条　市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

第３章　支援体制の整備

（基本的支援体制の整備）

第19条　市は、犯罪被害者等に対して必要な支援が行えるよう、総合的かつ効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

（人材の育成）

第20条　市は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、市の職員その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関等との連携協力）

第21条　市は、関係機関等と連携協力して犯罪被害者等の支援体制を構築する措置を講ずるものとする。

（理解の促進）

第22条　市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉及び平穏な

日常生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第４章　雑則

（委任）

第23条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この条例の規定（第８条から第14条まで、第16条及び第18条の規定に限る。）は、施行日以後に発生した犯罪等に係る犯罪被害者等支援について適用する。

議案第２９号

掛川市佐束財産区管理会条例等の一部改正について

掛川市佐束財産区管理会条例（平成17年掛川市条例第191号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市佐束財産区管理会条例等の一部を改正する条例

（掛川市佐束財産区管理会条例の一部改正）

第１条　掛川市佐束財産区管理会条例（平成17年掛川市条例第191号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（会長） 第６条　管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。 ２　（略） ３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の指定する委員がその職務を代理する。	（会長及び副会長） 第６条　管理会は、委員の中から会長及び副会長を互選しなければならない。 ２　（略） ３　副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（掛川市東山財産区管理会条例の一部改正）

第２条　掛川市東山財産区管理会条例（平成17年掛川市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（委員の選任） 第４条　委員は、財産区の住民が選挙する。	（委員の選任） 第４条　委員は、財産区の区域内に３月以上住所を有するもので、市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。

２　財産区の区域内に３月以上住所を有する者で、市の議会の議員の選挙権を有するものは、委員の選挙権を有する。 ３　委員の選挙権を有する者で、年齢満25年以上のものは、委員の被選挙権を有する。 ４　委員の選挙には、市の議会の議員の選挙に用いられる選挙人名簿を用いるものとする。 ５　地方自治法及びこの条例に規定するもののほか、委員の選挙については、財産区の議会の議員の選挙の例による。 （会長） 第６条　管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。 ２　（略） ３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の指定する委員がその職務を代理する。	（会長及び副会長） 第６条　管理会は、委員の中から会長及び副会長を互選しなければならない。 ２　（略） ３　副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（掛川市桜木財産区管理会条例の一部改正）

第３条　掛川市桜木財産区管理会条例（平成17年掛川市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（委員の選任） 第４条　委員は、財産区の住民が選挙する。 ２　財産区の区域内に３月以上住所を有する者で、市の議会の議員の選挙権を有するものは、委員の選挙権を有する。 ３　委員の選挙権を有する者で、年齢満25年以	（委員の選任） 第４条　委員は、財産区の区域内に３月以上住所を有するもので、市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。

上のものは、委員の被選挙権を有する。 ４　委員の選挙には、市の議会の議員の選挙に用いられる選挙人名簿を用いるものとする。 ５　地方自治法及びこの条例に規定するもののほか、委員の選挙については、財産区の議会の議員の選挙の例による。	
（会長） 第６条　管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。 ２　（略） ３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の指定する委員がその職務を代理する。	（会長及び副会長） 第６条　管理会は、委員の中から会長及び副会長を互選しなければならない。 ２　（略） ３　副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（掛川市上西郷財産区管理会条例の一部改正）

第４条　掛川市上西郷財産区管理会条例（平成17年掛川市条例第203号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（委員の選任） 第４条　委員は、財産区の住民が選挙する。 ２　財産区の区域内に３月以上住所を有する者で、市の議会の議員の選挙権を有するものは、委員の選挙権を有する。 ３　委員の選挙権を有する者で、年齢満25年以上のものは、委員の被選挙権を有する。 ４　委員の選挙には、市の議会の議員の選挙に用いられる選挙人名簿を用いるものとする。 ５　地方自治法及びこの条例に規定するものの	（委員の選任） 第４条　委員は、財産区の区域内に３月以上住所を有するもので、市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。

ほか、委員の選挙については、財産区の議会の議員の選挙の例による。 （会長） 第６条　管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。 ２　（略） ３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の指定する委員がその職務を代理する。	（会長及び副会長） 第６条　管理会は、委員の中から会長及び副会長を互選しなければならない。 ２　（略） ３　副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第３０号

掛川市個人情報保護条例の一部改正について

掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（取得の制限） 第５条　（略） ２　実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。 (1)～(5)　（略） (6) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。の限りでない。 (7)　（略） ３・４　（略）	（取得の制限） 第５条　（略） ２　実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。 (1)～(5)　（略） (6) 国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第９項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。の限りでない。 (7)　（略） ３・４　（略）

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第３１号

掛川市職員の分限に関する条例の一部改正について

掛川市職員の分限に関する条例（平成17年掛川市条例第20号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の分限に関する条例（平成17年掛川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第３項及び第４項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第２項並びに第28条第３項及び第４項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の手続及び効果並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。 （休職の事由） 第２条　任命権者は、職員が法第28条第２項各号に該当する場合のほか、学校、養成所その他これに準ずる公共的施設において、その職務に関連があると任命権者が認める教育を受ける場合は、休職を命ずることができる。 （降給の種類） 第３条　降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。 （降格の事由） 第４条　任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第２号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公

	正に判断して定めるものとする。 (1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。） ア　次のいずれにも該当する場合 (ｱ) 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合 (ｲ) 指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合 (ｳ) 当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合 イ　任命権者が指定する医師２人によって、心身の故障があると診断された場合において、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなとき。 ウ　職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。 (2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合 （降号の事由） 第５条　任命権者は、次の各号のいずれにも該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。 (1) 前条第１号アの(ｱ)及び(ｲ)のいずれにも該当する場合 (2) 当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合
（降任、免職及び休職の手続）	（降任、免職、休職及び降給の手続）

第２条　（略） ２　職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 （休職の効果） 第３条　（略） ２　（略） ３　（略） ４　（略）	第６条　（略） ２　職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 （受診命令に従う義務） 第７条　職員は、第４条第１号イ及び前条第１項の規定による診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。 （休職の効果） 第８条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定により休職の期間を定めようとする場合において、職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が当該期間の初日前に法第28条第２項第１号の規定に該当して休職の処分（以下「過去の休職」という。）を受けていたときは、第１項の規定により定める休職の期間は、３年から過去の休職の期間（前項の規定により復職したときは過去の休職の期間の初日から当該復職の日の前日までの期間とし、当該過去の休職につきこの項の規定により減算した過去の休職の期間があるときは当該期間を通算する。）を減算した期間を超えない範囲内において任命権者が定める。ただし、休職の期間を定めようとする休職の事由となる心身の故障が、過去の休職に係るものと異なる場合で、任命権者が当該過去の休職の期間を減算することが適当でないと認めるときは、この限りでない。 ４　第２条の規定に該当する場合における休職期間は、３年を超えない範囲で、その教育が終わるまでの間とする。 ５　（略） ６　（略）

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第３２号

掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であって、育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（別で定める会計年度任用職員を除く。） ア　任命権者が同一である職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である会計年度任用職員 イ　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、特定職に引き続き採用されないことが明らかである会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 ウ　勤務日の日数を考慮して別で定める会計年度任用職員 （部分休業をすることができない職員） 第21条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　（略） (2) 部分休業（育児休業法第19条第１項に規	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であって、育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（別で定める会計年度任用職員を除く。） ア　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかである会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 イ　勤務日の日数を考慮して別で定める会計年度任用職員 （部分休業をすることができない職員） 第21条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　（略） (2) 部分休業（育児休業法第19条第１項に規

定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 ア　第２条第３号アの会計年度任用職員 イ　第２条第３号ウの会計年度任用職員 ウ　１日の勤務時間を考慮して別で定める会計年度任用職員 （部分休業の承認の取消事由） 第24条　（略）	定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の際、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が別に定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 （部分休業の承認の取消事由） 第24条　（略） （妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等） 第25条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第26条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
（委任） 第25条　（略）	（委任） 第27条　（略）

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第３３号

掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第32号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬額</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>その他の非常勤の特別職の職員</td><td colspan="2">１日につき13,700円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める額（必要に応じて月額又は年額とすることができる。）</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬額</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>その他の非常勤の特別職の職員</td><td colspan="2">１日につき20,000円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める額（必要に応じて月額又は年額とすることができる。）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第３４号

掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表第２（第３条関係）
級別基準職務表
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>１～４　（略）

<u>5</u>　（略）
<u>6</u>　（略）
<u>7</u>　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>１～３　（略）
<u>4　市長政策室長の職務</u>
<u>5</u>　（略）
<u>6</u>　（略）
<u>7</u>　（略）
<u>8</u>　（略）
<u>9</u>　（略）
<u>10</u>　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第２（第３条関係）
級別基準職務表
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>１～４　（略）
<u>5　センター長の職務</u>
<u>6</u>　（略）
<u>7</u>　（略）
<u>8</u>　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>１～３　（略）

<u>4</u>　（略）
<u>5</u>　（略）
<u>6</u>　（略）
<u>7</u>　（略）
<u>8</u>　（略）
<u>9</u>　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第３５号

掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年掛川市条例第29号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年掛川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（目的） 第１条　この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (4)～(10)　（略）	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (4)～(10)　（略） （情報システム整備計画） 第３条　市長は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム

（以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成するものとする。

２　市は、情報システム整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。情報システム整備計画を変更したときも、同様とする。

（情報システムの整備）

第４条　市の機関は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。

２　市の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

３　市の機関は、第１項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第３条　市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

２　前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第５条　申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

２　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3　第１項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。	3　第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
4　第１項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。	4　申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。 5　申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。 6　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第２項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第６項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項か

（電子情報処理組織による処分通知等）

第４条　市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

２　前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

３　第１項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

４　第１項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

ら第５項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第６条　処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

２　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

３　第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

４　処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

５　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるとこ

	ろにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第２項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第５項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第４項までにおいて同じ。）」とする。
（電磁的記録による縦覧等） 第５条　市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。	（電磁的記録による縦覧等） 第７条　縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
２　前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。	２　前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
（電磁的記録による作成等） 第６条　市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。	（電磁的記録による作成等） 第８条　作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。
２　前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。	２　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
３　第１項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当	３　作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第１項の電磁的記録により行

該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。	う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。 （適用除外） 第９条　次に掲げる手続等については、第５条から前条までの規定は、適用しない。 (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項又は前条第１項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） （添付書面等の省略） 第10条　申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。 （情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正） 第11条　市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術

	の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。
（手続等に係る情報システムの整備等） 第７条　市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ２　市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。 ３　市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。	
（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表） 第８条　市長は、少なくとも毎年度１回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。	（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表） 第12条　市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。
（委任） 第９条　（略）	（委任） 第13条　（略）

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第５条及び第６条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申

請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第５条又は第６条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第７条又は第８条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

議案第３６号

掛川市国民健康保険税条例の一部改正について

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成18年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（課税額） 第３条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 ４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。	（課税額） 第３条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第56条の88の２第１項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、同項に規定する額とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が政令第56条の88の２第２項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、同項に規定する額とする。 ４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が政令第56条の88の２第３項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は、同項に規定する額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第４条　前条第２項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.8を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第６条　第３条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について22,800円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第７条　第３条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第11号及び第27条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第11号及び及び第27条において同じ。）以外の世帯　１世帯について16,000円

(2) 特定世帯　１世帯について8,000円

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第４条　前条第２項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.1を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第６条　第３条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について24,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第７条　第３条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第11号及び第27条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第11号及び及び第27条において同じ。）以外の世帯　１世帯について16,800円

(2) 特定世帯　１世帯について8,400円

(3) 特定継続世帯　１世帯について12,000円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第８条　第３条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第10条　第３条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について9,200円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第11条　第３条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について6,000円

(2) 特定世帯　１世帯について3,000円

(3) 特定継続世帯　１世帯について4,500円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第12条　第３条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第14条　第３条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について13,000円とする。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第19条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第３条第１項の額（第27条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

２～８　（略）

（国民健康保険税の減額）

第27条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康

(3) 特定継続世帯　１世帯について12,600円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第８条　第３条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第10条　第３条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について9,600円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第11条　第３条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について6,400円

(2) 特定世帯　１世帯について3,200円

(3) 特定継続世帯　１世帯について4,800円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第12条　第３条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第14条　第３条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について14,000円とする。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第19条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第３条第１項の額（第27条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

２～８　（略）

（国民健康保険税の減額）

第27条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康

保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し

保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の２第１項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の２第２項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の２第３項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。

(1) 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の２第２項第１号に定める金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、法第314条の２第２項第

た金額）を超えない世帯に係る納税義務者	１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について15,960円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について16,800円
イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について11,200円	(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について11,760円
(ｲ) 特定世帯　１世帯について5,600円	(ｲ) 特定世帯　１世帯について5,880円
(ｳ) 特定継続世帯　１世帯について8,400円	(ｳ) 特定継続世帯　１世帯について8,820円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について6,440円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について6,720円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について4,200円	(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について4,480円
(ｲ) 特定世帯　１世帯について2,100円	(ｲ) 特定世帯　１世帯について2,240円
(ｳ) 特定継続世帯　１世帯について3,150円	(ｳ) 特定継続世帯　１世帯について3,360円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について9,100円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について9,800円
(2) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を	(2) 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の２第２項第１号に定める金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、法第314条の２第２項第１号に定

加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について11,400円

イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について8,000円

(ｲ) 特定世帯　１世帯について4,000円

(ｳ) 特定継続世帯　１世帯について6,000円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について4,600円

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について3,000円

(ｲ) 特定世帯　１世帯について1,500円

(ｳ) 特定継続世帯　１世帯について2,250円

オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者　均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について6,500円

(3) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税

める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき政令第56条の89第２項第２号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について12,000円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について8,400円

(ｲ) 特定世帯　１世帯について4,200円

(ｳ) 特定継続世帯　１世帯について6,300円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について4,800円

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について3,200円

(ｲ) 特定世帯　１世帯について1,600円

(ｳ) 特定継続世帯　１世帯について2,400円

オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について7,000円

(3) 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第

義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）	314条の２第２項第１号に定める金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき政令第56条の89第２項第２号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者　均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について4,560円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について4,800円
イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について3,200円 (ｲ) 特定世帯　１世帯について1,600円 (ｳ) 特定継続世帯　１世帯について2,400円	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について3,360円 (ｲ) 特定世帯　１世帯について1,680円 (ｳ) 特定継続世帯　１世帯について2,520円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について1,840円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について1,920円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について1,200円 (ｲ) 特定世帯　１世帯について600円 (ｳ) 特定継続世帯　１世帯について900円	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について1,280円 (ｲ) 特定世帯　１世帯について640円 (ｳ) 特定継続世帯　１世帯について960円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者　均等割額　介護納付金課税被保険者	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者　均等割額　介護納付金課税被保険者

（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について2,600円	（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について2,800円 ２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　8,400円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　6,000円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　2,400円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　12,000円 (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　3,360円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　2,400円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　960円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　4,800円
（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第27条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）である場合における第４条及び前条の規定の適用については、第４条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第27条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）」とする。

附　則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

５　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第27条の規定の適用については、同条中「法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定により計算した金額から15万円を控除した

第27条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）である場合における第４条及び前条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第27条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）及び」とする。

附　則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

５　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第27条第１項の規定の適用については、同条中「法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定により計算した金額から

金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項におい

15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項

て「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場

において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する

株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは、「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の

上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは、「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とある

金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特定適用利子等、同法第12条第５項に規定する特定適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特定適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同条第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第27条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第27条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課

のは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特定適用利子等、同法第12条第５項に規定する特定適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特定適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同条第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第27条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第27条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課

税の特例）

14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特定適用配当等、同法第12条第６項に規定する特定適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特定適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同条第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第27条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第27条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」と

税の特例）

14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特定適用配当等、同法第12条第６項に規定する特定適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特定適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同条第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第27条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第27条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２

あるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３

項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法

条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附　則

1　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

2　改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第３７号

掛川市営住宅管理条例等の一部改正について

掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

（掛川市営住宅管理条例の一部改正）

第１条　掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（住宅入居の手続き） 第11条　市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める２人の連帯保証人が連署した請書を提出すること。 (2) （略） ２　（略） ３　市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第１項第１号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は連帯保証人を１人とすることができる。 ４～６　（略）	（住宅入居の手続き） 第11条　市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人が連署した請書を提出すること。 (2) （略） ２　（略） ３　市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第１項第１号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。 ４～６　（略）

（掛川市再開発住宅管理条例の一部改正）

第２条　掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（入居の手続き） 第８条　再開発住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が適当と認める２人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) （略） ２　（略） ３　指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、第１項第１号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は連帯保証人を１人とすることができる。 ４・５　（略）	（入居の手続き） 第８条　再開発住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) （略） ２　（略） ３　指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、第１項第１号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。 ４・５　（略）

（掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部改正）

第３条　掛川市住環境整備モデル住宅管理条例（平成17年掛川市条例第146号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（入居の手続き） 第８条　モデル住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が適当と認める２人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) （略） ２　（略） ３　指定管理者は、特別の事情があると認める者	（入居の手続き） 第８条　モデル住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) （略） ２　（略） ３　指定管理者は、特別の事情があると認める者

に対しては、第１項第１号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は連帯保証人を１人とすることができる。 ４・５　（略）	に対しては、第１項第１号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。 ４・５　（略）

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第３８号

掛川市汚水処理施設条例の一部改正について

掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例

掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（汚水処理施設）
第４条　汚水処理施設の位置及び処理区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>処理区域</th></tr>
<tr><td>葛ヶ丘団地汚水処理施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td><u>旭ヶ丘団地汚水処理施設</u></td><td><u>掛川市旭ヶ丘二丁目１番地の９</u></td><td><u>掛川市旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目</u></td></tr>
<tr><td>大坪台団地汚水処理施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>（汚水処理施設）
第４条　汚水処理施設の位置及び処理区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>処理区域</th></tr>
<tr><td>葛ヶ丘団地汚水処理施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>大坪台団地汚水処理施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第３９号

掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（排水処理施設）
第４条　排水処理施設の主たる処理施設の位置及び処理区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>主たる処理施設の位置</th><th>処理区域</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>上内田地区農業集落排水処理施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td><u>海戸地区農業集落排水処理施設</u></td><td><u>掛川市海戸570番地の１</u></td><td><u>掛川市海戸及び大坂の一部</u></td></tr>
<tr><td>土方地区農業集落排水処理施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>（排水処理施設）
第４条　排水処理施設の主たる処理施設の位置及び処理区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>主たる処理施設の位置</th><th>処理区域</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>上内田地区農業集落排水処理施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>土方地区農業集落排水処理施設</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第４０号

掛川市立学校設置条例の一部改正について

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
１・２　（略）
３　幼稚園
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>掛川市立中幼稚園</td><td>掛川市中3124番地</td></tr>
<tr><td>掛川市立大渕幼稚園</td><td>掛川市大渕5935番地の１</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
１・２　（略）
３　幼稚園
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>掛川市立中幼稚園</td><td>掛川市上土方320番地の１</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第４１号

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部を改正する条例

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>対象校</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>掛川市大須賀学校給食センター</td><td>（略）</td><td>掛川市立大須賀中学校
掛川市立横須賀小学校
掛川市立大渕小学校
<u>掛川市立大渕幼稚園</u></td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>対象校</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>掛川市大須賀学校給食センター</td><td>（略）</td><td>掛川市立大須賀中学校
掛川市立横須賀小学校
掛川市立大渕小学校</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第４２号

掛川市消防団条例の一部改正について

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市消防団条例の一部を改正する条例

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（報酬）
第８条
基本消防団員には、別表第１に定める額の報酬を支給する。
（費用弁償）
第９条　団員が、災害、警戒、教養訓練等の職務に従事する場合においては、別表第２に定める費用を弁償する。
２　団員が公務のため旅行したときは、掛川市職員等の旅費に関する条例（平成17年掛川市条例第39号）別表第１に規定する２級の職務にある者に支給する旅費額に相当する費用を支給する。
別表第１（第８条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額（年額）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>団員</td><td>36,000円</td></tr>
</table>
別表第２（第９条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>費用弁償の額（１回につき）</th></tr>
<tr><td>災害出動</td><td>1,100円</td></tr>
</table></td><td>（報酬）
第８条　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。
２　基本消防団員には、別表第１に定める額の年額報酬を支給する。
３　団員が、災害、警戒、教養訓練等の職務に従事する場合においては、別表第２に定める額の出動報酬を支給するものとし、１日につき8,000円を限度とする。
（費用弁償）
第９条
団員が公務のため旅行したときは、掛川市職員等の旅費に関する条例（平成17年掛川市条例第39号）別表第１に規定する２級の職務にある者に支給する旅費額に相当する費用を支給する。
別表第１（第８条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>年額報酬の額</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>団員</td><td>36,500円</td></tr>
</table>
別表第２（第８条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>出動報酬の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">災害出動
（１日につき）</td><td>出動時間が４時間を超える場合　8,000円</td></tr>
<tr><td>出動時間が４時間以内</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

警戒出動	1,100円
教養訓練出動	1,100円
その他消防団活動への従事	1,100円以内の額

	の場合　4,000円
警戒・教養訓練（１日につき）	出動時間が４時間を超える場合　3,500円
	出動時間が３時間を超え、４時間以内の場合　2,500円
	出動時間が３時間以内の場合　1,500円
その他消防団活動への従事（１回につき）	1,100円以内の額

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第４３号

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
第３条　（略） ２　損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。	第３条　（略） ２　損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第４４号

令和３年度掛川市一般会計補正予算（第14号）

令和３年度掛川市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,158,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,340,865千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 市税		19,916,419	430,530	20,346,949
	1 市民税	7,971,740	156,619	8,128,359
	2 固定資産税	9,245,462	199,655	9,445,117
	3 軽自動車税	427,513	4,278	431,791
	4 市たばこ税	680,134	42,741	722,875
	5 入湯税	8,256	8,806	17,062
	6 都市計画税	1,583,314	18,431	1,601,745
2 地方譲与税		518,000	33,200	551,200
	1 地方揮発油譲与税	117,000	17,000	134,000
	2 自動車重量譲与税	375,000	15,000	390,000
	3 森林環境譲与税	26,000	1,200	27,200
3 利子割交付金		15,000	△2,000	13,000
	1 利子割交付金	15,000	△2,000	13,000
4 配当割交付金		74,000	35,000	109,000
	1 配当割交付金	74,000	35,000	109,000
5 株式等譲渡所得割交付金		94,000	54,000	148,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	94,000	54,000	148,000
6 法人事業税交付金		153,000	168,000	321,000
	1 法人事業税交付金	153,000	168,000	321,000
7 地方消費税交付金		2,701,000	87,000	2,788,000
	1 地方消費税交付金	2,701,000	87,000	2,788,000
8 ゴルフ場利用税交付金		68,000	12,000	80,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	68,000	12,000	80,000
9 環境性能割交付金		73,000	△5,000	68,000

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	1 環境性能割交付金	73,000	△5,000	68,000
10 地方特例交付金		496,816	△10,934	485,882
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	342,413	△10,934	331,479
11 地方交付税		3,382,990	873,196	4,256,186
	1 地方交付税	3,382,990	873,196	4,256,186
13 分担金及び負担金		190,153	△10,797	179,356
	1 分担金	13,350	5,772	19,122
	2 負担金	176,803	△16,569	160,234
14 使用料及び手数料		593,961	△27,936	566,025
	1 使用料	385,934	△32,033	353,901
	2 手数料	208,027	4,097	212,124
15 国庫支出金		11,572,756	△217,695	11,355,061
	1 国庫負担金	3,916,462	31,108	3,947,570
	2 国庫補助金	7,542,598	△249,098	7,293,500
	3 委託金	113,696	295	113,991
16 県支出金		3,640,999	△69,380	3,571,619
	1 県負担金	2,117,987	△80,206	2,037,781
	2 県補助金	1,242,672	33,234	1,275,906
	3 委託金	280,340	△22,408	257,932
17 財産収入		64,407	379	64,786
	1 財産運用収入	30,755	129	30,884
	2 財産売払収入	33,652	250	33,902
18 寄附金		1,075,680	1,100	1,076,780
	1 寄附金	1,075,680	1,100	1,076,780

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
19 繰入金		644,799	△104,026	540,773
	1 基金繰入金	644,797	△104,026	540,771
21 諸収入		2,791,381	△628	2,790,753
	3 貸付金元利収入	1,503,029	△11,442	1,491,587
	4 受託事業収入	2,266	△121	2,145
	5 雑入	1,261,190	10,935	1,272,125
22 市債		5,508,100	△87,700	5,420,400
	1 市債	5,508,100	△87,700	5,420,400
歳　入　合　計		55,182,556	1,158,309	56,340,865

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		260,631	△5,878	254,753
	1 議会費	260,631	△5,878	254,753
2 総務費		6,185,020	1,498,475	7,683,495
	1 総務管理費	5,099,455	1,510,037	6,609,492
	2 賦課徴収費	500,042	9,008	509,050
	3 戸籍住民基本台帳費	313,113	19,178	332,291
	4 選挙費	226,917	△39,048	187,869
	5 統計調査費	10,979	△426	10,553
	6 監査委員費	34,514	△274	34,240
3 民生費		19,973,966	△247,418	19,726,548
	1 社会福祉費	8,250,024	97,833	8,347,857
	2 児童福祉費	11,010,331	△390,505	10,619,826
	3 生活保護費	697,975	45,254	743,229
4 衛生費		6,043,694	△98,401	5,945,293
	1 保健費	3,512,542	△46,103	3,466,439
	2 衛生費	256,736	△4,887	251,849
	3 清掃費	2,274,416	△47,411	2,227,005
5 労働費		1,514,777	△11,442	1,503,335
	1 労働諸費	1,514,777	△11,442	1,503,335
6 農林水産業費		1,394,624	66,339	1,460,963
	1 農業費	351,840	△16,243	335,597
	2 農地費	857,445	75,505	932,950
	3 林業費	185,308	7,077	192,385
7 商工費		2,156,353	△213,267	1,943,086
	1 商工費	2,156,353	△213,267	1,943,086
8 土木費		4,909,265	△61,427	4,847,838

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	1 土木管理費	290,962	△2,021	288,941
	2 道路橋梁費	1,802,956	△72,481	1,730,475
	3 河川費	766,188	△4,791	761,397
	4 都市計画費	1,742,398	18,488	1,760,886
	5 住宅費	306,761	△622	306,139
9 消防費		1,734,275	△65,067	1,669,208
	1 消防費	1,734,275	△65,067	1,669,208
10 教育費		5,769,111	296,395	6,065,506
	1 教育総務費	303,237	496,728	799,965
	2 小学校費	897,302	3,899	901,201
	3 中学校費	417,756	6,395	424,151
	4 幼稚園費	1,513,758	△121,572	1,392,186
	5 社会教育費	1,015,947	△44,555	971,392
	6 保健体育費	1,621,111	△44,500	1,576,611
12 公債費		4,982,959	0	4,982,959
	1 公債費	4,982,959	0	4,982,959
歳　出　合　計		55,182,556	1,158,309	56,340,865

第２表　繰越明許費補正

１．追加の部　（単位　千円）

款	項	事　業　名	金　額
02 総務費	01 総務管理費	企画調整事業	1,045
02 総務費	01 総務管理費	掛川城周辺施設管理事業	11,000
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	6,930
03 民生費	02 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	12,063
04 衛生費	03 清掃費	塵芥処理施設維持管理事業	98,520
06 農林水産業費	01 農業費	道の駅管理事業	847
06 農林水産業費	02 農地費	（市施行）農業用溜池整備事業	89,000
06 農林水産業費	03 林業費	ならここの里管理運営事業	26,337
08 土木費	02 道路橋梁費	道路橋梁維持事業	48,800
08 土木費	02 道路橋梁費	郡道坂線改良事業	20,120
08 土木費	02 道路橋梁費	三井幹線改良事業	45,000
08 土木費	02 道路橋梁費	掛川駅梅橋線改良事業	63,300
08 土木費	02 道路橋梁費	事業関連道路改良事業	98,100
08 土木費	02 道路橋梁費	一般生活道路改良事業	31,300
08 土木費	02 道路橋梁費	居尻黒俣線改良事業	15,460
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道改良事業	97,250
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	134,430
08 土木費	03 河川費	市単河川整備事業	61,390
08 土木費	04 都市計画費	下垂木地区まちづくり事業	44,650
09 消防費	01 消防費	防災対策事業推進事業	9,251
11 災害復旧費	01 農林水産施設災害復旧費	（公共）林業施設災害復旧事業	26,252

第３表　地方債補正

１．変更の部（上段：補正前　下段：補正後）　（単位　千円）

項　目	起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
衛生債 （△37,200 減）	板沢最終処分場整備事業 （△37,200 減）	200,000	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		162,800			
農林水産債 （19,100 増）	農業農村整備事業 （17,300 増）	77,200			
		94,500			
	自然災害防止事業 （農業用溜池整備事業） （8,800 増）	11,300			
		20,100			
	辺地対策事業 （林道開発改良事業） （△7,000 皆減）	7,000			
		0			
土木債 （△20,300 減）	海岸防災林強化事業 （△1,000 減）	499,800			
		498,800			
	道路橋梁維持事業 （△16,700 減）	85,000			
		68,300			
	掛川城周辺地区まちづくり事業 （△2,600 減）	18,600			
		16,000			
消防債 （△30,100 減）	西分署庁舎改修事業 （△11,200 減）	33,700			
		22,500			
	はしご付消防車整備事業 （△200 減）	136,800			
		136,600			
	消防ポンプ車整備事業 （△3,900 減）	17,000			
		13,100			
	地域防災無線整備事業 （△14,800 皆減）	14,800			
		0			

（単位　千円）

項　目	起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
教育債 （△19,200 減）	文化ホール改修事業 （△1,300 減）	32,800	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		31,500			
	和田岡古墳群史跡整備事業 （△9,200 減）	29,000			
		19,800			
	大東給食センター改修事業 （△8,700 減）	101,200			
		92,500			
合　　計（△87,700 減）		5,508,100			
		5,420,400			

議案第４５号

令和３年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和３年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ59,237千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,999,978千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		2,252,590	57,974	2,310,564
	1 国民健康保険税	2,252,590	57,974	2,310,564
3 国庫支出金		326	1,860	2,186
	1 国庫補助金	326	1,860	2,186
4 県支出金		8,359,832	△46,300	8,313,532
	1 県補助金	8,359,832	△46,300	8,313,532
5 財産収入		788	186	974
	1 財産運用収入	788	186	974
6 繰入金		1,117,284	△77,753	1,039,531
	1 一般会計繰入金	813,284	26,247	839,531
	2 基金繰入金	304,000	△104,000	200,000
8 諸収入		63,486	4,796	68,282
	3 雑入	38,392	4,796	43,188
歳　入　合　計		12,059,215	△59,237	11,999,978

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		155,664	△1,007	154,657
	1 総務管理費	106,615	△671	105,944
	2 徴税費	45,198	△336	44,862
2 保険給付費		8,249,327	△55,200	8,194,127
	1 療養諸費	7,205,271	△69,200	7,136,071
	2 高額療養費	997,020	14,000	1,011,020
3 国民健康保険事業費納付金		3,219,314	1,018	3,220,332
	1 医療給付費分	2,182,959	1,018	2,183,977
5 保健事業費		133,460	△6,851	126,609
	1 保健事業費	133,460	△6,851	126,609
6 基金積立金		223,696	△15,631	208,065
	1 基金積立金	223,696	△15,631	208,065
8 諸支出金		71,716	4,270	75,986
	1 償還金及び還付加算金	71,716	4,270	75,986
9 予備費		5,836	14,164	20,000
	1 予備費	5,836	14,164	20,000
歳　出　合　計		12,059,215	△59,237	11,999,978

議案第４６号

令和３年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）

令和３年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,333,634千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		292,682	1,191	293,873
	1 一般会計繰入金	292,682	1,191	293,873
歳　　入　　合　　計		1,332,443	1,191	1,333,634

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		32,573	△195	32,378
	1 総務管理費	29,127	△195	28,932
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,246,037	1,425	1,247,462
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,246,037	1,425	1,247,462
3 保健事業費		51,733	△39	51,694
	1 保健事業費	51,733	△39	51,694
歳　出　合　計		1,332,443	1,191	1,333,634

議案第４７号

令和３年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和３年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ144,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,132,861千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		2,242,068	68,884	2,310,952
	1 介護保険料	2,242,068	68,884	2,310,952
2 分担金及び負担金		27,898	△4,148	23,750
	1 負担金	27,898	△4,148	23,750
3 国庫支出金		2,093,952	46,693	2,140,645
	1 国庫負担金	1,727,363	34,246	1,761,609
	2 国庫補助金	366,589	12,447	379,036
4 支払基金交付金		2,566,132	40,832	2,606,964
	1 支払基金交付金	2,566,132	40,832	2,606,964
5 県支出金		1,440,687	13,587	1,454,274
	1 県負担金	1,385,569	14,904	1,400,473
	2 県補助金	55,118	△1,317	53,801
6 財産収入		1,699	404	2,103
	1 財産運用収入	1,699	404	2,103
7 繰入金		1,572,805	△22,220	1,550,585
	1 一般会計繰入金	1,539,548	11,037	1,550,585
	2 基金繰入金	33,257	△33,257	0
9 諸収入		7,570	7	7,577
	1 延滞金加算金及び過料	10	130	140
	3 雑入	7,550	△123	7,427
歳　入　合　計		9,988,822	144,039	10,132,861

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		209,287	△15,118	194,169
	1 総務管理費	55,513	△714	54,799
	2 徴収費	12,093	△63	12,030
	3 介護認定審査会費	141,681	△14,341	127,340
2 保険給付費		9,765,625	145,068	9,910,693
	1 保険給付費等諸費	9,336,663	151,230	9,487,893
	2 地域支援事業費	428,962	△6,162	422,800
3 基金積立金		1,699	13,732	15,431
	1 基金積立金	1,699	13,732	15,431
5 諸支出金		11,511	357	11,868
	1 償還金及び還付加算金	11,509	357	11,866
歳　出　合　計		9,988,822	144,039	10,132,861

議案第４８号

令和３年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第１号）

令和３年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,404千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		1,459	△1	1,458
	1 財産運用収入	780	△1	779
2 繰入金		1,489	20	1,509
	1 基金繰入金	1,489	20	1,509
4 諸収入		30	21	51
	1 預金利子	30	21	51
歳　入　合　計		538,364	40	538,404

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 公共用地取得事業費		538,364	40	538,404
	1 公共用地取得事業費	538,364	40	538,404
歳　出　合　計		538,364	40	538,404

議案第４９号

令和３年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第１号）

令和３年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,981千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,267千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 繰越金		100	△100	0
	1 繰越金	100	△100	0
3 諸収入		36,111	△21,681	14,430
	2 雑入	36,110	△21,681	14,429
7 繰入金		0	17,800	17,800
	1 基金繰入金	0	17,800	17,800
歳　入　合　計		36,248	△3,981	32,267

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 駅周辺施設管理費		35,565	△3,933	31,632
	1 駅周辺施設管理費	35,565	△3,933	31,632
3 予備費		618	△48	570
	1 予備費	618	△48	570
歳　出　合　計		36,248	△3,981	32,267

議案第５０号

令和３年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,473千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,316,036千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		805,109	△4,473	800,636
	1 一般会計繰入金	805,109	△4,473	800,636
歳　　入　　合　　計		1,320,509	△4,473	1,316,036

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 工業用地整備事業費		1,320,509	△4,473	1,316,036
	1 工業用地整備事業費	1,320,509	△4,473	1,316,036
歳　出　合　計		1,320,509	△4,473	1,316,036

議案第５１号

令和３年度東山財産区特別会計補正予算（第１号）

令和３年度東山財産区特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,703千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,412千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		1,268	1,703	2,971
	1 財産運用収入	1,268	1,703	2,971
歳　　入　　合　　計		2,709	1,703	4,412

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 予備費		31	1,703	1,734
	1 予備費	31	1,703	1,734
歳　出　合　計		2,709	1,703	4,412

議案第５２号

令和３年度掛川市水道事業会計補正予算（第２号）

令和３年度掛川市水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条　令和３年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
支　　出			
第１款　水道事業費用	2,981,396千円	△1,230千円	2,980,166千円
第１項　営業費用	2,842,857千円	△1,230千円	2,841,627千円

第２条　予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,002,119千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額701,664千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,596千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,115千円」に、「過年度分損益勘定留保資金580,550千円」を「過年度分損益勘定留保資金325,549千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　資本的収入	625,147千円	△200,000千円	425,147千円
第３項　企業債	430,000千円	△200,000千円	230,000千円
支　　出			
第１款　資本的支出	1,627,266千円	△500,455千円	1,126,811千円
第１項　建設改良費	1,385,701千円	△500,455千円	885,246千円

第３条　予算第５条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を追加補正する。

事　　項	期　　間	限　度　額
配水施設関連事業 原里浄水場改修工事	令和２年度から 令和４年度まで	500,000千円

備考　「配水施設関連事業 原里浄水場改修工事」は、令和２年度に設定した同事業（期間 令和２年度から令和３年度まで）について、新たに債務負担行為を設定し、期間を変更するものである。（１年延長）

第４条　予算第６条に定めた起債の限度額を次のように改める。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正限度額）	（　計　）
上水道事業	430,000千円	△200,000千円	230,000千円

第５条　予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
職員給与費	182,412千円	△1,658千円	180,754千円

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

議案第５３号

令和３年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第３号）

令和３年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条　令和３年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　下水道事業収益	2,475,686千円	32,114千円	2,507,800千円
第２項　営業外収益	1,841,172千円	32,114千円	1,873,286千円
支　　出			
第１款　下水道事業費用	1,906,741千円	16,551千円	1,923,292千円
第１項　営業費用	1,640,153千円	3,910千円	1,644,063千円
第２項　営業外費用	266,485千円	12,641千円	279,126千円

第２条　予算第４条本文括弧書き中「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,585千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,407千円」に、「当年度分損益勘定留保資金317,154千円」を「当年度分損益勘定留保資金263,603千円」に、「利益剰余金処分額471,720千円」を「利益剰余金処分額522,449千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　資本的収入	1,163,189千円	△20,231千円	1,142,958千円
第１項　企業債	774,000千円	△18,600千円	755,400千円
第４項　他会計支出金	35,355千円	△1,631千円	33,724千円
支　　出			
第１款　資本的支出	2,002,648千円	△20,231千円	1,982,417千円
第１項　建設改良費	1,027,705千円	△20,231千円	1,007,474千円

第３条　予算第６条に定めた起債の限度額を次のように改める。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正限度額）	（　計　）
管路建設事業	574,000千円	△18,600千円	555,400千円

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
職員給与費	114,360千円	△926千円	113,434千円

第５条　予算第10条に定めた補助金の金額「466,529千円」を「497,012千円」に改める。

第６条　予算第11条に定めた当年度利益剰余金の処分の金額「471,720千円」を「522,449千円」に改める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

議案第５４号

令和３年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第３号）

令和３年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条　令和３年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　下水道事業収益	364,987 千円	558 千円	365,545 千円
第２項　営業外収益	296,584 千円	558 千円	297,142 千円
支　　出			
第１款　下水道事業費用	328,803 千円	7,902 千円	336,705 千円
第１項　営業費用	299,665 千円	579 千円	300,244 千円
第３項　特別損失	3 千円	7,323 千円	7,326 千円

第２条　予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する64,293千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する64,272千円」に、当年度分損益勘定留保資金27,843千円」を「当年度分損益勘定留保資金35,168千円」に、「利益剰余金処分額36,450千円」を「利益剰余金処分額29,104千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　資本的収入	62,829千円	△1,200千円	61,629千円
第１項　企業債	22,700千円	△1,200千円	21,500千円
支　　出			
第１款　資本的支出	127,122千円	△1,221千円	125,901千円
第１項　建設改良費	22,781千円	△1,221千円	21,560千円

第３条　予算第５条に定めた起債の限度額を次のように改める。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正限度額）	（　計　）
処理場建設改良事業	22,700千円	△1,200千円	21,500千円

第４条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
職員給与費	7,471千円	△54千円	7,417千円

第５条　予算第９条に定めた補助金の金額「131,222千円」を「131,780千円」に改める。

第６条　予算第10条に定めた当年度利益剰余金の処分額「36,450千円」を「29,104千円」に改める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

議案第５５号

令和３年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第２号）

令和３年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条　令和３年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　下水道事業収益	216,098 千円	△37 千円	216,061 千円
第２項　営業外収益	122,180 千円	△37 千円	122,143 千円
支　　出			
第１款　下水道事業費用	209,845 千円	△37 千円	209,808 千円
第１項　営業費用	193,410 千円	△37 千円	193,373 千円

第２条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
職員給与費	4,710千円	△37千円	4,673千円

第３条　予算第９条に定めた補助金の金額「32,364千円」を「32,327千円」に改める。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

議案第５６号

第２次掛川市総合計画基本構想の改定について

掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第13条第１項の規定により、第２次掛川市総合計画基本構想を裏面のとおり改定する。

令和４年２月２２日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第２次掛川市総合計画【ポストコロナ編】
（案）

2021→2025

掛川市

目　次

第１部　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第１章　計画策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・２
　第２章　計画の構成と役割・・・・・・・・・・・４
　第３章　掛川市の現況と主要課題・・・・・・・５

第２部　基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　第１章　まちづくりの基本理念と将来像・・・２２
　第２章　将来人口・・・・・・・・・・・・・・・２３
　第３章　土地利用構想・・・・・・・・・・・・２４
　第４章　戦略方針・・・・・・・・・・・・・・・２６

第３部　基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　第１章　計画策定の基本的な考え方・・・・・３２
　第２章　戦略の指標・・・・・・・・・・・・・・３６
　第３章　個別施策・・・・・・・・・・・・・・・３９
　第４章　計画の推進にあたって・・・・・・１２５

第１部　総　論

第１章　計画策定趣旨

本市は、平成 17 年（2005 年）４月に、旧掛川市と旧大東町、旧大須賀町との合併により誕生しました。第１次掛川市総合計画（平成 19～28 年度（2007～2016 年度））では、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を将来像に掲げ、新市融合に向けた基盤づくりと市民目線の成果を重視した施策の推進により、ひとづくり、まちづくりを進めてきました。合併後は、リーマンショックによる経済の落ち込み、東日本大震災の影響、グローバル化の加速、人口減少、少子化及び長寿化の進展など、社会経済情勢の急速な変化に伴い市民ニーズはますます多様化してきました。

こうした状況に対応するとともに、独自のまちづくり戦略を打ち出し、将来に向けて市民が豊かさと幸せを実感できるよう、本市のまちづくりの新たな指針となる「総合戦略書」として、平成 28 年（2016 年）に「第２次掛川市総合計画」（計画期間：平成 28 年度（2016 年度）～令和７年度（2025 年））を策定しました。

平成から令和に変わり、新しい時代に向けて、Society5.0 の到来やＳＤＧｓの取組、人生 100 年時代構想への対応等、近年の社会情勢の変化等に的確に対応するために、令和２年（2020 年）４月に総合計画の改定を行いました。

しかし、令和２年から新型コロナウイルス感染症が世界的な拡大を続け、社会情勢が大きく変化するとともに、人々の行動や価値観、生活様式なども大きく変わりました。そのため、ポストコロナ時代の新たなまちづくりを進めるため、総合計画【ポストコロナ編】として再改定を行うこととしました。

計画策定の視点

■掛川市自治基本条例に基づく計画づくり

平成 25 年（2013 年）４月に施行した「掛川市自治基本条例」は、本市における市民自治によるまちづくりの最高規範であり、総合計画の策定を規定しています。「掛川市自治基本条例」に示された基本理念や本市の将来像などのまちづくりの方針を踏まえた計画とします。

■人口減少に対応した計画づくり

平成 21 年（2009 年）をピークに本市の人口は減少に転じており、今後も減少傾向と推測されていることを踏まえ、人口減少の抑制対策と適応対策を盛り込んだ計画とします。

■ポストコロナ社会に向けた計画づくり

社会情勢の変化等に的確に対応し、ＳＤＧｓやＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進等の観点を計画内容に反映させ、ポストコロナ社会のまちづくりに相応しい計画とします。

■市民が参画する計画づくり

市民が真に期待していること、必要としている内容を的確に計画へ反映させるため、市民意識調査や市民委員会での検討を行うなど、市民の意見を積み重ねた計画とします。

第２章　計画の構成と役割

１　計画の構成

第２次掛川市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の３部より構成します。

それぞれの役割と期間は、次のように定めます。

２　基本構想の役割と期間

基本構想は、20～30 年後を見据えたとき、本市が実現すべきまちづくりの姿「掛川市の将来像」やまちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、本市の将来像を実現するための柱となる「戦略方針」を定め、基本計画の指針としての役割を果たすものです。

基本構想で掲げられている「掛川市の将来像」及び「基本理念」は、長期的な視点から設定されたため、当初の目標年度である令和７年度（2025 年度）を最終年度とします。

３　基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けたまちづくりの戦略書としての役割を果たします。基本構想に示した戦略方針に基づき、施策の方向や主要事業、成果指標等を示します。

基本計画の計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、４年後に見直しするとされていたことから、令和２年（2020 年）に改定をしました。

そして、令和２年（2020 年）から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、ポストコロナ社会の新しいまちづくりを進めるために改定をしました。

本改定版【ポストコロナ編】の計画期間は、令和３年度（2021 年度）を初年度とし、令和７年度（2025 年度）を最終年度とします。

４　実施計画の役割と期間

実施計画は、基本計画の主要施策を効果的に実施するための具体的な事業や活動を年度毎に示した事業計画書としての役割を果たします。

社会環境の変化や財政状況を見極めながら、ＰＤＣＡサイクルにより毎年度進捗管理を行い、確実な目標達成を図ります。

第３章　掛川市の現況と主要課題

１　掛川市の概況

(1) 位置

本市は静岡県の西部に位置し､静岡県の二大都市静岡市と浜松市の中間に位置しています。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接しています。

市中央部に、ＪＲ東海道新幹線、ＪＲ東海道本線、東名高速道路、国道１号が横断するとともに、市南部には国道 150 号、市北部には新東名高速道路が横断しています。さらに、本市の東側約 15km には富士山静岡空港があり、日本の大動脈を抱えているとともに広域交通の要所に位置しています。

(2) 面積と地勢

本市の面積は 265.69 ㎢であり、静岡県の 3.4％を占め、県内で７番目に広い都市です。本市は東西約 15km、南北約 30 kmで南北に細長く、市中央部でくびれた形状をしています。市北部は、標高 832m の八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開けるとともに、市中央部には標高 264m の小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地となっています。市南部には平地が広がり、遠州灘に面し、約 10 kmにわたる砂浜海岸があります。

(3) 歴史

本市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれていることから、縄文時代には既に集落が営まれ、５世紀前後になると和田岡に大規模な古墳群が築造されるなど、早くから組織化された社会が形成されていたことがわかっています。戦国時代には、徳川、武田攻防の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成されました。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、また海上交易の中継地としての役割も果たしつつ栄えてきました。

明治 22 年（1889 年）に市制町村制が施行された当時は、１町 28 か村に分かれていましたが、昭和 29 年（1954 年）から昭和 35 年（1960 年）にかけての合併によって、掛川市と大須賀町が誕生し、昭和 48 年（1973 年）には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生しました。そして、平成 17 年（2005 年）４月１日には、掛川市、大東町、大須賀町がさらなる発展を目指して合併し、新しい掛川市が誕生しました。

(4) 掛川市の主な特性

①立地環境の特性

本市は、東京と大阪のほぼ中間に位置し、関東・関西の両経済圏にアクセスしやすく、全国でも「もの」の生産や供給、流通に有利な特長を備えています。一方、本市は静岡県の政令都市である静岡市と浜松市のほぼ中間に位置することから、商業集積が進みにくい環境にあります。本市は、大都市圏と大都市に挟まれた「中間立地」の特性があります。

②交通環境の特性

本市は、ＪＲ東海道新幹線、ＪＲ東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道１号、国道 150 号などが東西に横断し、新幹線掛川駅、東名掛川インターチェンジが設置されているなど広域交通体系に恵まれた条件を備えています。さらに本市に近接して御前崎港や富士山静岡空港が設置されています。

本市は、新幹線、高速道路、重要港湾、地方空港の結節点となり、県内の交通の要衝であるといえます。

③人口規模の特性

本市は、人口約 11 万 5000 人（令和２年国勢調査）であり、効率的な行政経営に必要な人口規模を備えています。ただし、我が国の人口が減少時代に移行する中にあって、本市においても平成 21 年（2009 年）をピークに人口減少の傾向にあり、平成 27 年（2015 年）から令和元年(2019 年)にかけては増加傾向に向かっていたものの、令和２年（2020 年）からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、再び減少傾向となっています。

また、本市の昼夜間人口比率は 101.1（平成 27 年国勢調査）であり、夜間人口よりも、通勤・通学で本市に滞在する昼間人口の方が上回っています。

④世帯状況の特性

本市の世帯数は、約４万 4000 戸（令和２年国勢調査）であり、人口が減少する中にあっても増加を続けており、核家族や単身世帯の増加傾向が見られます。

⑤産業の特性

本市の産業別就業者については、第１次産業就業者の割合が継続して減少している一方で、第３次産業就業者の割合が増加しています。第２次産業就業者の割合は、平成２年（1990 年）までは増加していたものの、その後徐々に減少しています。

２　掛川市が直面している喫緊の課題

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来

■全国的な傾向

日本の人口は、平成 20 年（2008 年）を境に減少局面に入りました。1970 年代後半から合計特殊出生率が低下し、人口規模が長期的に維持される水準 2.07 を下回る状況が約 40 年間続いています。少子化が進行しながら、長らく総人口が増加を続けてきた理由に、第一次及び第二次ベビーブーム世代の影響で出生率の低下を補う出生数があったことと、平均寿命の延びにより死亡数の増加が抑制されたことがあげられています。この「人口貯金」と呼ばれる状況が使い果たされ、今後、減少スピードが加速度的に高まっていくことが推測されています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年（2017 年）４月の中位推計）」によれば、2030 年代初めは毎年 70 万人程度、2050 年代頃には毎年 90 万人程度まで、減少スピードが加速することになります。さらに、高齢化率（65 歳以上人口比率）の上昇は継続し、2077 年頃に 38.4%、すなわち 2.6 人に１人が老年人口になると推計されています。

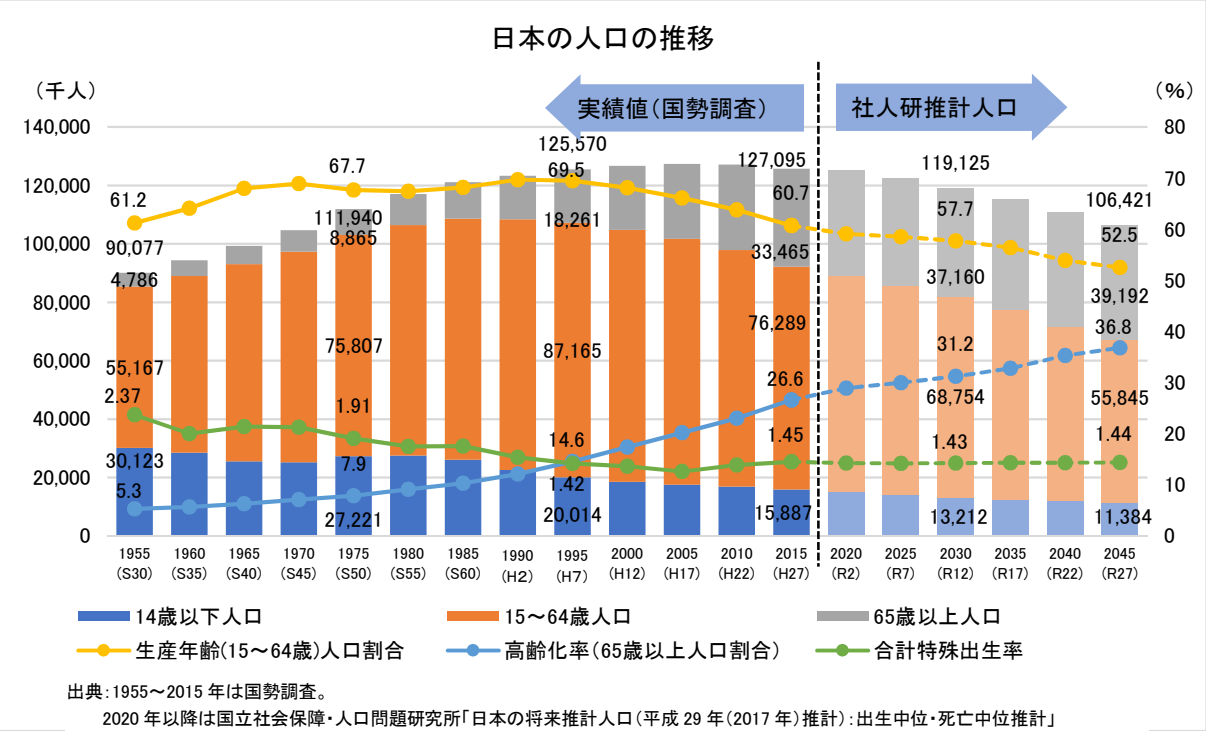

出典：1955～2015 年は国勢調査。
2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年（2017 年）推計）：出生中位・死亡中位推計」

少子高齢・人口減少は、総人口の減少を上回る働き手の減少を生じ、人口減少以上に経済規模を縮小させることにもつながります。また、長期に継続する少子化による働き手の減少と高齢化による社会保障費の増大は、働き手一人への負担を増加させていくことにもなります。労働力人口の減少と経済規模の縮小は、地域社会において甚大な影響を及ぼし、地方においては、日常生活の維持が困難になる地域も予想されています。

そのため、少子高齢・人口減少に対応するために、地域全体で社会を支える仕組みを整えるためのまちづくり、さらに、人口減少を抑制するため、出生率の向上に向けて様々な分野にわたる総合的な取組を長期的・継続的に実施していくことが必要となっています。

■掛川市における傾向

（※以下の統計データにおける「平成 16 年（2004 年）以前の数値」は、旧１市２町の合計値を表しています。）

国勢調査によれば、本市の平成 27 年（2015 年）の人口は 114,602 人であり、前回調査と比較して、1,761 人（△1.5%）減少しています。また、本市の平成 27 年（2015 年）の生産年齢（15～64 歳）人口割合は 60.5%、高齢化率（65 歳以上人口割合）は 25.5%であり、生産年齢人口割合は減少傾向に、高齢化率は増加傾向にあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年３月）」によれば、本市の人口は 2040 年（令和 22 年）に 10 万人を割り込み、2045 年（令和 27 年）は 93,992 人まで減少するとともに、生産年齢人口割合は 51.1%まで減少、高齢化率は 36.8%まで上昇すると予測されており、さらにその後も、この傾向が継続すると予測されています。

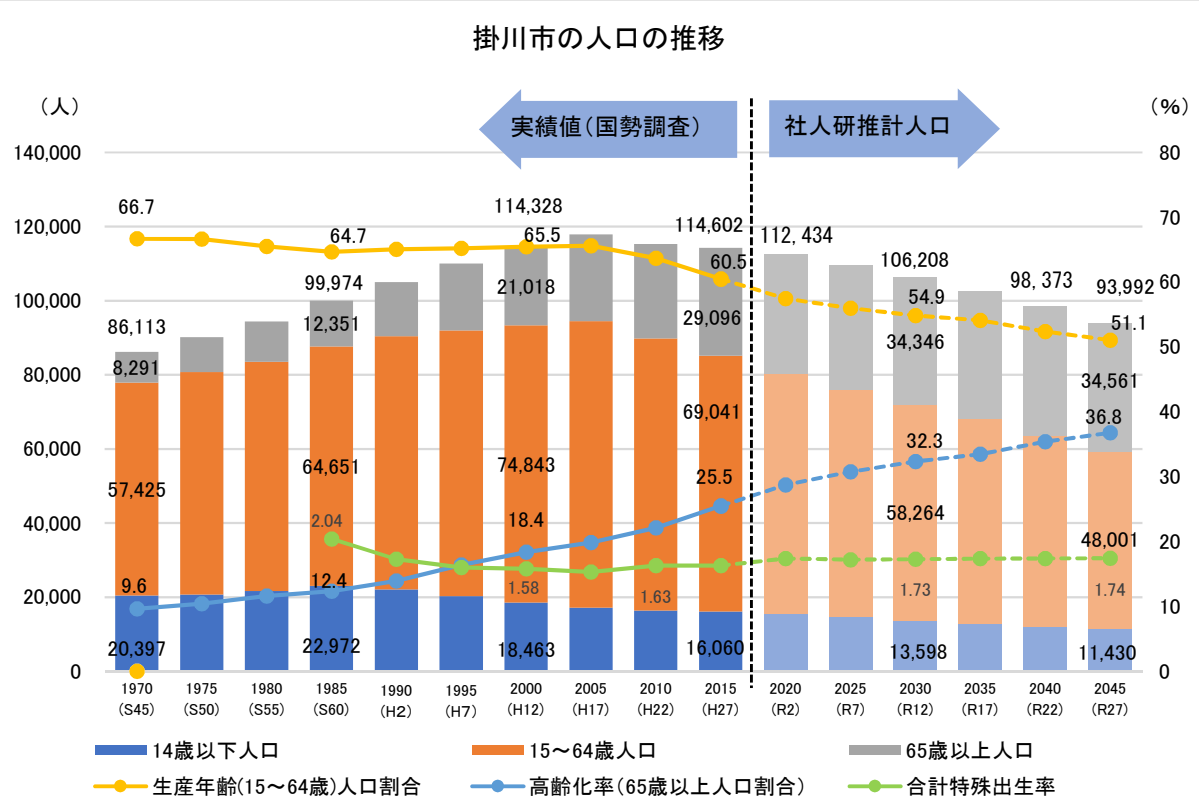

出典：1970～2015年は国勢調査。
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）：出生中位・死亡中位推計」

近年の住民基本台帳によれば、人口の増減に影響を及ぼす人口動態の状況は、自然動態については、平成 22 年度（2010 年度）から死亡数超過に転じています。

一方、社会動態については、平成 27 年度（2015 年度）から転入数超過が続いていましたが、令和元年度（2019 年度）から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、転出数超過へと転じています。

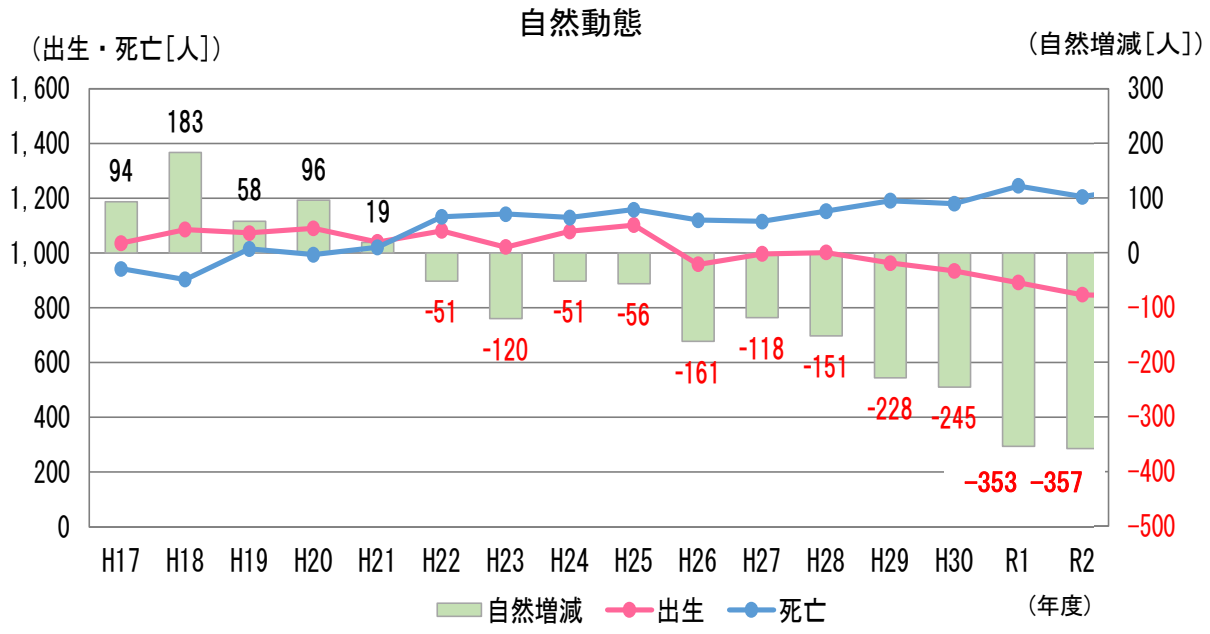

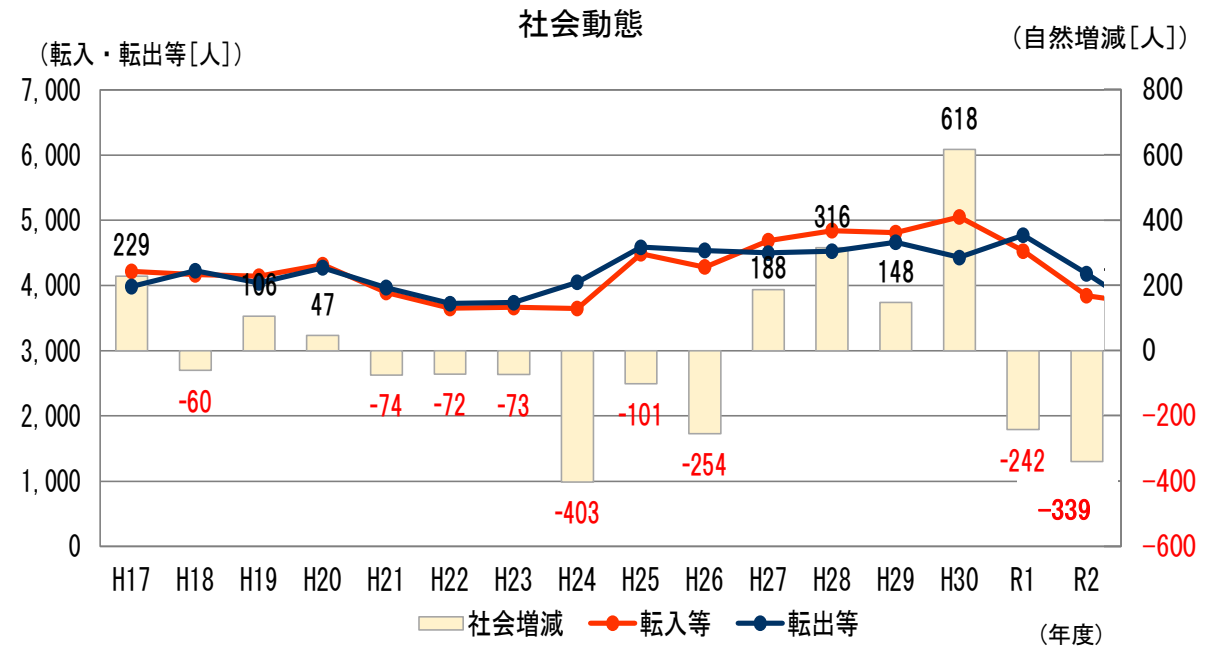

出典：住民基本台帳

新型コロナウイルス感染症の拡大

■全国的な傾向

令和２年（2020 年）から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的な規模で長期化し、人々の生命が脅かされるとともに、国内外における移動制限など様々な制約によって経済活動は停滞し、社会環境が急速に変化しました。こうした状況の中、人々においても、行動、意識、価値観などが大きく変わり、日常生活においても、これまでになかった働き方や暮らし方など「新しい生活様式」へと移行しています。

一方、日本のデジタル化の遅れが顕在化し、デジタル化やオンライン化など、通常であれば 10 年から 20 年かかる大きな構造の変化が急速に進み、生活や産業など社会環境に大きな影響を与えています。

■掛川市における傾向

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、社会環境が大きく急速に変化する中、デジタル化などにより人々の生活が便利になる一方、すべての市民が技術や情報を公平に活用できる環境を整えていくことが急務となっています。

また、感染症の拡大という世界的な危機に直面する中、持続可能な社会を実現するためのＳＤＧｓの目標の達成は、ポストコロナ社会において一層重要なものと認識されています。

掛川市においても、令和２年（2020 年）４月に、ＳＤＧｓの観点を取り入れた総合計画への改定を行いましたが、さらにＳＤＧｓへの理解を深め、持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

３　今後のまちづくりに必要な視点

将来にわたって持続することが可能な「まち」を創ること

少子高齢・人口減少社会、Society5.0や人生100年時代の到来、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う社会変化により、これからは、人口増加を前提とした“成長型のまちづくり”ではなく、既存の資源を有効に活用しながら個性や魅力を磨き上げて、暮らしの質と活力を高める“成熟型のまちづくり”へ転換することが必要となっています。

これからの10年、20年は、本市が有する財産を、より良い形で将来の世代に引き継ぐためのまちづくりを行う重要な期間であるといえます。

具体的には、将来を適切に見据え、社会面・経済面・環境面で持続可能な「まち」をつくることが必要です。

そのために、ＳＤＧｓの考え方を施策に取り入れ、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、社会、経済及び環境の統合的な向上を図ることが求められます。

(1) 社会面で持続可能であること

①安全・安心・健康的なくらし環境が確保されていること

持続可能なまちづくりを進める上で最も大切なことは、人が住み続けることができる環境が整っていることです。自然災害や犯罪、また日常の生活環境などあらゆる面で安全・安心が確保されていること、そしてそこに暮らす人々が心身ともに健康で暮らしていける環境があることが必要です。

②生活に必要なサービスを効率的・効果的に受けられること

人口減少社会では、効率化や費用対効果の面から、求められる場所に広くサービスを提供していくことは難しくなります。また、高齢化に伴い、車を運転しない高齢者が増え、移動に制約を受ける人が増加することが考えられます。これらのことから、行政サービスを受けにくくなったり買い物がしづらくなったりすることが予想されるため、生活関連施設の集約や、公共交通をはじめとする移動手段の確保など、生活に必要なサービスを効率的・効果的に享受できるまちづくりを進めていくことが必要です。

③社会的包摂が推進され、地域や文化の多様性が維持されていること

少子高齢・人口減少社会においては、まちの多様性、つまり性質の異なるものを幅広く有し、生かすこと、また、誰もが社会に関わるよう社会的包摂を推進することが、まちの魅力･活力の向上につながるといえます。地域固有の文化の伝承や活用はもちろんのこと、地域の多様性や文化の多様性を再認識・再構築し、他にはない個性的なまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 経済面で持続可能であること

①自立した付加価値の高い地域経済活動が活発に行われていること

人口減少社会では、地域経済の縮小が予測されています。人が住み続けるためには自立可能な経済状況を確保できなければなりません。地域経済活動で得られた対価（カネ）は、地域で循環してはじめて地域の活性化につながります。まちが有する多様な地域資源を有効に活用しながら、地域外の市場も視野に入れた付加価値の高い経済活動により対価を獲得し、それを地域内の市場で循環させる自立的な地域経済構造を構築する必要があります。

②多様な雇用環境が安定的に創出され、就業意欲も高いこと

少子高齢・人口減少社会の到来は人口構造が大幅に変化することを意味しており、労働力人口は、平成 12 年（2000 年）をピークに減少が継続しています。人口構造の変化に加え、グローバル化が加速し、ライフスタイルや価値観が多様化している中で、今後も地域経済を維持・向上していくためには、就業者のニーズにあった多様な雇用環境が整うことと、働くことに生きがいを持つことやチャレンジしようとする精神をもった就業者の存在が必要です。

③健全な都市経営が行われていること

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、歳入額の減少や扶助費をはじめとする社会保障費の増大など、自治体の財政構造は大きく変化するとともに、活用可能な財源も限られてくることが予想されます。健全な都市経営を実現するため、限られた財源の中で市民の満足度を高める適正かつ効率的なまちづくりを進めることと、先を見通した政策の選択と制度改革が必要です。

(3) 環境面で持続可能であること

①かけがえのない自然環境が保全されていること

水や緑などの自然環境は、人やまちに恵みと潤いを与えてくれるほか、生物多様性を維持する上でも、かけがえのないものとなっています。これらの自然環境を守るとともに、暮らしに上手く生かしていくことが必要です。

②地球環境への負荷が軽減されていること

産業等の発展に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増大し、地球温暖化などの環境問題を引き起こし、気候変動や動植物の生態系に大きな影響を与えていると考えられています。温室効果ガスが発生しない技術の開発や、日常生活や様々な都市活動において、温室効果ガスの排出を抑制するまちづくりや取組など、地球環境への負荷を軽減することが必要です。

③エネルギーが循環利用されていること

石油や石炭などの化石燃料により得られるエネルギーは有限(枯渇性)であるとともに、燃料の燃焼に伴い、地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。地球環境に負荷がかからず、持続可能なエネルギー利用環境を創出するため、エネルギーを創り、蓄え、再生するといった、エネルギーを循環利用する技術の開発やまちづくりを進めていくことが必要です。

ポストコロナ社会におけるまちづくりの視点

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、社会環境や経済状況、人々の生活や価値観は大きく変化し、格差の拡大や社会の分断が起きています。

すべての人に優しく持続可能なまちであり続けるために、国籍、性別、年齢、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、広域連携や官民連携等の様々な連携により、課題解決を図る必要があります。

そのため、ポストコロナ社会のまちづくりにおいては、「新しい生活様式」への移行や地方分散の流れ、デジタル化の浸透といった環境の変化を踏まえ、ＳＤＧｓやＤＸをより一層推進し、地域内で人や物が循環し、誰ひとり取り残されることのない包摂的な社会を目指した施策を推進していく必要があります。

【ポストコロナ社会におけるまちづくりの視点】

①誰ひとり取り残さない包摂的な社会の実現

②安全・安心な質の高い生活を実現するための「新しい生活様式」とデジタル化の推進

③地域内で循環する持続可能な社会の実現

④選ばれるまちへ（東京一極集中から地方分散へ）

４　ポストコロナ社会の持続可能なまちづくりに向けた主要課題

(1)　「まち」づくりの観点から

① 人を惹きつけ、留めるまちづくり

ア）多様な情報ツールを用いたまちの魅力の情報発信

ＳＮＳなどＩＣＴを積極的に活用したまちの魅力の発信
中東遠都市圏など広域的な市町連携による効率的・効果的な情報発信　など

イ）まちに関わる「関係人口」の拡大

産業、観光、生活など様々な形でまちに関わる人口の増加
海、山、川など多彩な地域資源を生かした交流空間の創出　など

ウ）定住につながる快適な都市基盤と生活環境の充実

定住につながる良好な住宅地や環境の確保
移動や買い物など生活の利便性を高める取組の推進　など

② 安全・安心で、気持ちよく生活できるまちづくり

ア）防災への市民意識の向上とコミュニティの充実

災害時における自助・共助の推進と、共助を下支えする地域コミュニティの充実
災害危険箇所を把握できる防災ガイドブックの活用と、緊急時対応を確認できる家庭の避難計画や地区防災計画作成の推進
デジタル技術を活用した迅速・的確な双方向の情報共有　など

イ）災害から市民を守るアクションプログラムの推進

地震、津波、風水害、原子力、感染症など各種災害や複合災害に対応したアクションプログラムの積極的な推進
優先性や実効性の検証による進捗管理と減災効果などの情報発信　など

ウ）安全・快適な生活空間の形成

子ども、高齢者、障がいのある方をはじめ、誰もが安全に安心して利用できる道路交通環境の整備
子育て世帯や高齢者世帯などのニーズに応じた、安全・安心・快適な住まいの創出
柔軟な働き方や暮らし方など多様な価値観やライフスタイルに対応した環境整備
など

③ 環境に優しく、調和とバランスの取れたコンパクトなまちづくり

ア）広域連携を見据えた拠点の形成とネットワーク化

中東遠都市圏全体としての都市機能の配置・連携の検討
本市の将来人口・財政力に適した都市構造の形成
将来の都市構造を踏まえた都市機能の適切な誘導、公共施設の再配置　など

イ）既存ストックの老朽化対策と未利用ストックの有効活用

道路・橋梁・公園など既存ストックの老朽化対策や適切な維持管理の推進
空き家や空き地など未利用ストックの有効活用　など

ウ）自然環境や営農環境の保全・活用と都市との調和・共生

海、山、川などの恵まれた自然環境の保全・活用
茶畑や水田などの営農環境・営農風景の保全・活用　など

エ）地球温暖化の防止と再生可能エネルギーの利用促進

温室効果ガス削減のため、環境に配慮した移動手段や交通体系への見直し
太陽光、風力、バイオマスなどを利用した創エネ・蓄エネ・省エネの推進　など

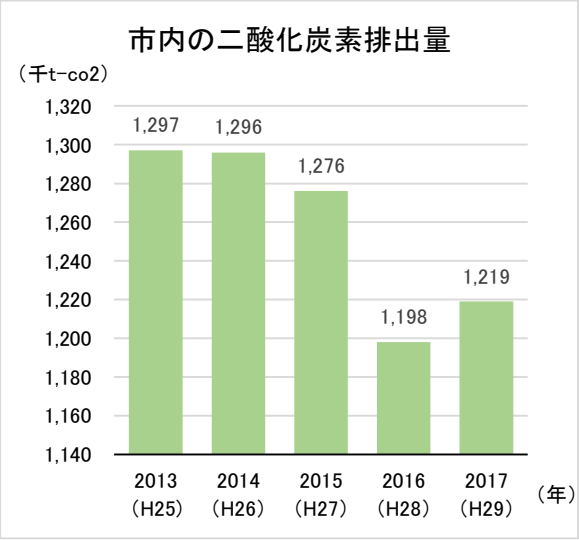

※C02 排出量

出典：令和２年度掛川市温室効果ガス排出状況調査調査業務報告書

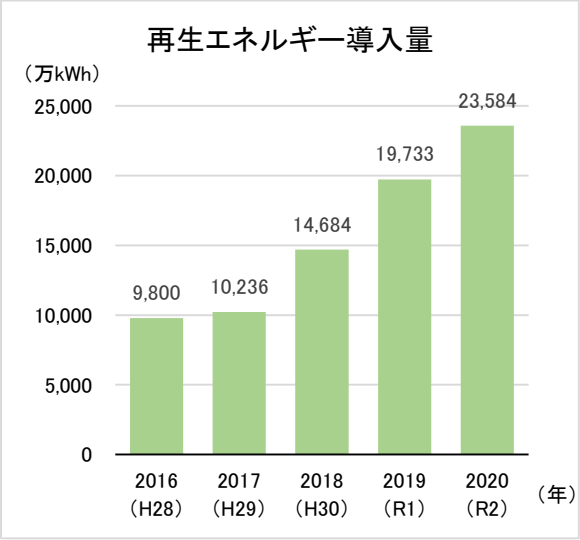

※再生可能エネルギー導入量

出典：FIT 認定データを元に環境政策課作成

(2) 「暮らし」づくりの観点から

① 安心して地元で働ける暮らしづくり

ア）地域に根付いた産業の生産性・付加価値の向上と、地域経済に新たな付加価値を生み出すビジネスの創出

掛川茶をはじめとする地場産品の高付加価値化や希少価値による差別化、ブランド化の取組推進

地域経済に活力と潤いを与える、自立した新たな産業・ビジネスモデルの確立など

イ）若者、女性、高齢者、障がいのある方など多様な就職ニーズに対応した雇用環境の創出

ライフスタイルやライフステージに応じた、多様な働き方に対応した雇用環境の創出

障がいのある方の社会的・経済的自立を目指した雇用環境と支援制度の充実　など

ウ）デジタル技術の活用と、ワーク・ライフ・バランスの取組による生活の質の向上

テレワーク（在宅勤務）、リモートワーク、ワーケーションなど、デジタル技術を活用した多様な働き方の確立

ワーク・ライフ・バランスの取組による生活の質の向上　など

② 安心して子どもを生み育てられる暮らしづくり

ア）地域、企業、行政の連携による子育て支援環境の充実

さまざまなニーズに対応した保育システムの多様化・弾力化の推進

家庭、地域、学校、行政の協働による、総合的な子育て支援環境の充実　など

イ）子育て世帯が働きやすい雇用環境の創出

子育て世帯が働きやすい柔軟な労働環境の整備と支援

子育てに関わるすべての方が安心して働くことができる職場環境の実現　など

ウ）出産・子育てのニーズに合致した支援制度の充実

妊娠・出産・子育ての各ステージに対応した社会的・経済的支援制度の充実　など

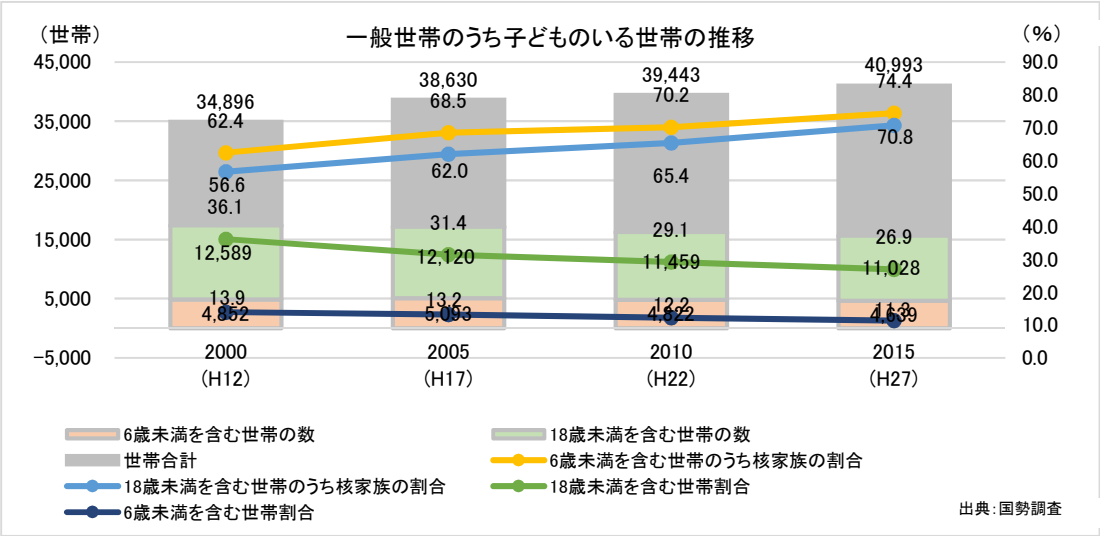

③ 高齢者が健康で生きがいを持てる暮らしづくり

ア）家庭、地域、行政の連携による高齢者支援環境の充実

高齢者の生活に必要なサービスを切れ目なく提供できる包括的・継続的なサービス体制（地域包括ケアシステム等）の充実

高齢者とその家族を地域全体で支える「見守りネットワーク」の充実　など

イ）健康意識の啓発と地域医療体制の充実による健康寿命の延伸

若い世代から自分や家族の健康づくりを学ぶ機会の創出

地域医療体制の充実や民間団体の活動促進などにより、健康相談を身近で受けられる環境づくり

デジタル技術を活用した予防医療の推進や、ネットワーク・支援体制の強化　など

ウ）高齢者が活躍でき、生きがいを持てる‘ハレの場’の創出

喜びや生きがい、人や社会に貢献している実感を得るための社会活動への参加促進

知識や経験を地域社会に生かすための活躍の場や機会の創出　など

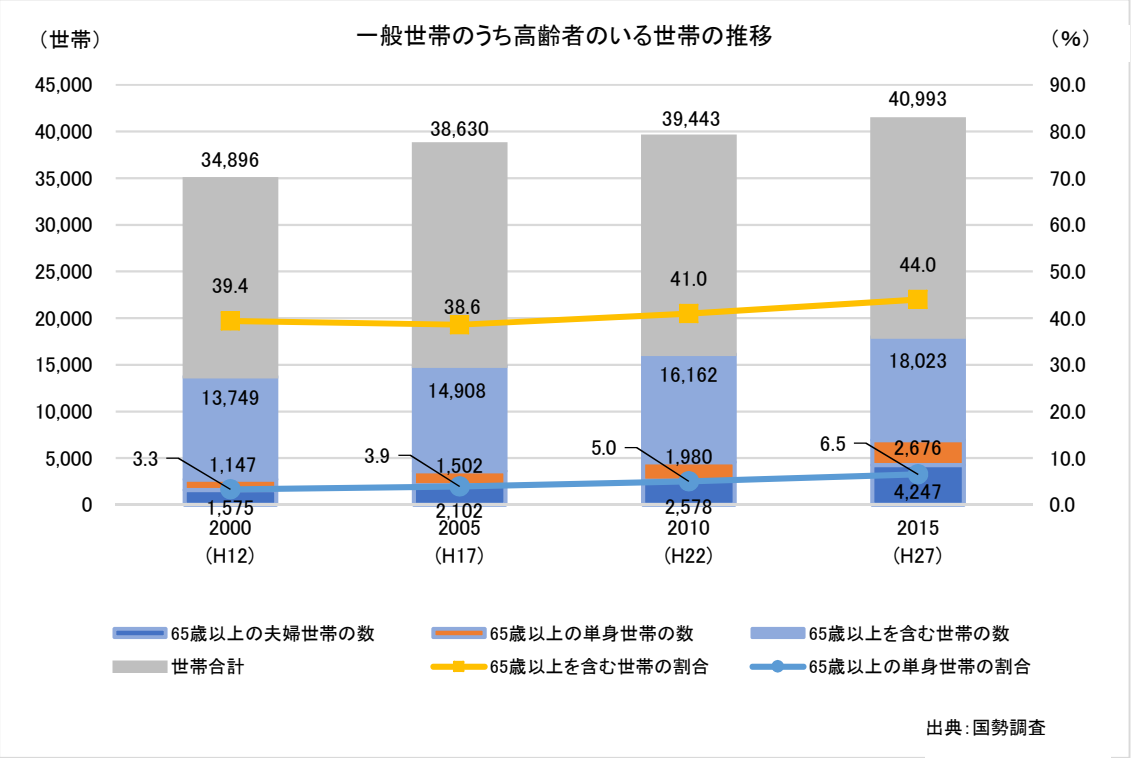

（３）「ひと」づくりの観点から

① 「まち」づくりや「くらし」づくりの担い手づくり

ア）地域への郷土愛や愛着の育成

地域の歴史や文化など、学びを通じた郷土愛・愛着の育成
地域で守り育てられた伝統や慣習、生活文化などの次世代への伝承　など

イ）協働のまちづくりの実現に向けた様々な担い手の育成

「自分ごと」として関わり、支え合い、役立ちあう協働の理念の浸透
地域づくりを支える様々な担い手の活躍とネットワーク化　など

ウ）若い世代や無関心層のまちづくりへの参加促進

若者や無関心層が参加したくなる、楽しくわかりやすいまちづくり活動の実践　など

エ）　就業・創業へのチャレンジ意欲が高い人材への支援

就業や創業にチャレンジしたい方に向けた支援の充実　など

② 次代を担う子ども・若者の教育環境づくり

ア）多様な人材が関わる学校教育の充実

学校教育における高齢者や地域のまちづくりリーダーの活用
学校教育におけるＮＰＯなど地域の団体（経済・女性・スポーツ団体）の活用など

イ）学校教育、家庭教育、地域教育が連携した次世代育成の推進

中学校区学園化構想の推進
学校、家庭、地域を結びつける人材の育成・活躍　など

ウ）地元から世界まで、交流・体験機会の充実

地域の方と交流を深め、地域を学ぶ機会の充実
オンラインなど様々な手法による国内・海外姉妹都市との交流機会の充実　など

③ 「生涯学習」による心豊かなひとづくり

ア）人生に潤いをもたらす「生涯学習」の推進

生涯を通して、いつでも、誰でも学ぶことができる「生涯学習」環境の充実

地域に根付く「報徳の精神」の学びと実践

イ）自然や産業、伝統、文化など地域資源を継承する担い手の育成

地域が有する貴重な資源を守り引き継いでいくため、家庭、学校、地域、企業等における学びの機会の充実

地域住民や団体が主体となった地域資源を生かした交流機会の創出　など

ウ）地域の文化に携わる市民の増加

地域の歴史や文化を学んだり体験したりすることができる機会の充実

地域の伝統文化を継承・普及する活動団体への支援の充実

第２部　基本構想

第１章　まちづくりの基本理念と将来像

１　まちづくりの基本理念

平成 25 年（2013 年）４月に本市のまちづくりに関する最高規範として「掛川市自治基本条例」を施行し、その条例に基づいて第２次掛川市総合計画は策定されています。まちづくりの基本的な考え方となる基本理念は、市民等が等しく主体的に参加でき、自ら行動することや、互いに信頼し、支えあい、役立ちあいながら、まちづくりを推進することにあります。また、協働のまちづくりを進めるためのキーワードとして、①情報共有、②参画、③協働を基本原則とします。

【基本理念】　「協働のまちづくり」

○ 市民誰もが等しく参加でき、多様性を認め、支えあい、役立ちあう地域社会の構築
○ 地域の歴史や文化を尊重し、報徳の精神や生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくり

「キーワード」

①情報共有　まちづくりに関する情報を市民共有の財産と捉え、市民や市議会、行政は意識的かつ積極的に情報を提供するとともに把握し、お互いに情報共有を図りながらまちづくりを進めます。

② 参　画　まちづくりの主体である市民が市政に主体的に関わり、市民参画によりまちづくりを進めます。

③ 協　働　自助・共助・公助の考え方を根底としつつ、多様化する市民ニーズや公共的課題を解決するため、市民や市議会、行政がお互いに尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をする「協働」によりまちづくりを進めます。

２　掛川市の将来像

希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

「掛川市自治基本条例」では、市民自治によるまちづくりの実現により創造する掛川の姿を「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」としています。

「希望が見えるまち」とは、いつでも、誰でも、何回でも、自分の夢や目標に向かって、主体的に行動することができる土壌のあるまちを意味しています。「誰もが住みたくなるまち」とは、“ここはいいまちだ”と心豊かに住まう人がいて、人や環境や暮らしの中に“住んでみたい”と思わせる魅力があるまちを意味しています。

「希望」は未来に向かう原動力です。人々が希望をもって活躍するためには、豊かな環境が整うことが必要です。活躍する市民が増えることで、地域の活性化につながります。子どもや若者が夢や希望を抱けるようなまちづくりを目指します。

第２章　将来人口

１　将来人口の目標値

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本市では、持続可能なまちづくりを目指し、令和 22 年（2040 年）の人口を 11 万人と設定し、さまざまな取り組みを進めた成果として、計画期間の令和７年（2025 年）における目標人口を 115,400 人とします。

将来人口	持続可能な掛川市を目指し、2040 年に人口 11 万人を維持するために… **2025 年の目標人口　115,400 人**
将来人口構成	**2025 年の目標人口　115,400 人の構成は** 年少人口（0-14 歳）　15,300 人（13.2%） 生産年齢人口（15-64 歳）　66,300 人（57.5%） 高齢人口（65 歳以上）　33,800 人（29.3%）

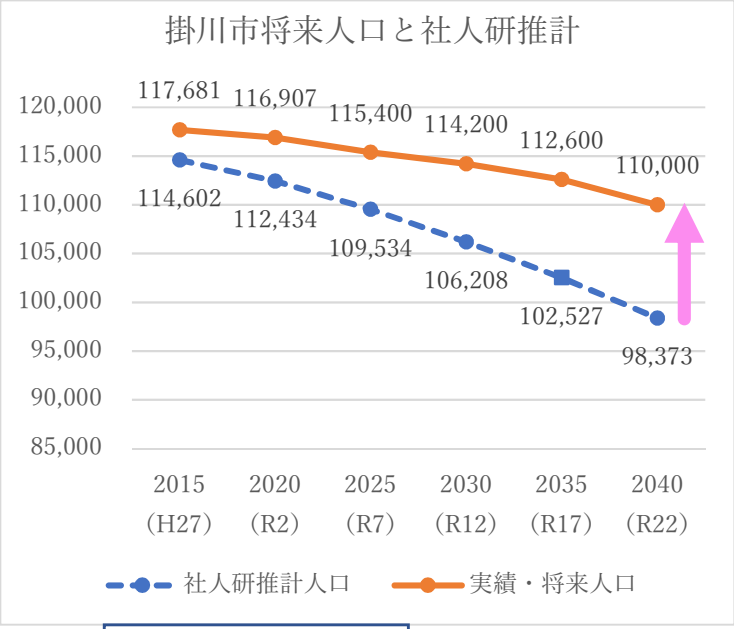

【将来人口の算出方法】

- 推計方法
  基準値を 2020 年 12 月末住民基本台帳の実績値とし、コーホート要因法により算出
- 合計特殊出生率
  2040 年に国が目標とする希望出生率 1.80 となることを仮定
- 移動率
  コロナ以前（2015 年～2018 年）の移動率を仮定

※「社人研推計人口」は、2015 年国勢調査の実績値をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が試算した推計値
※「実績・将来人口」は、2015 年と 2020 年のみ住民基本台帳の実績値

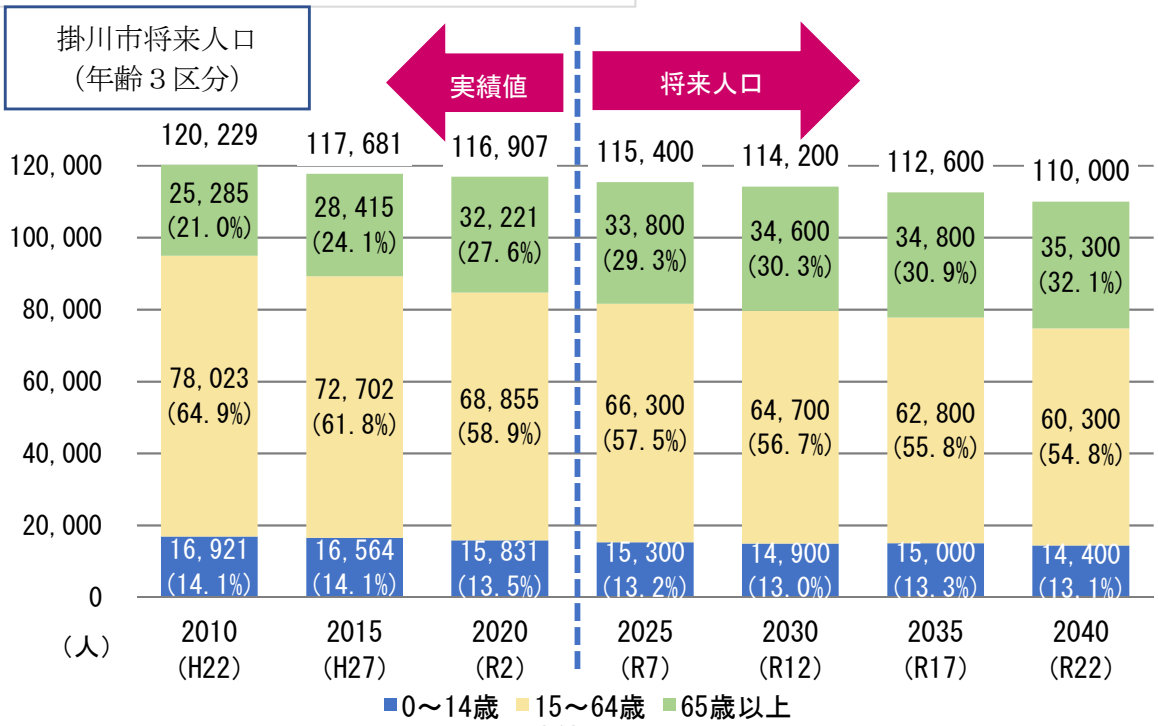

第３章　土地利用構想

人口減少や産業構造の変化、大規模自然災害が増加する中、災害に強い安心・安全な生活環境を形成するとともに、調和とバランスの取れた持続可能なまちづくりの実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

（１）土地利用の基本方針

①安全・安心な生活環境の形成

近年、災害の大規模化や感染症による複合災害等、様々な対策が重要とされる中、災害に強く、市民が安全・安心に暮らすことができるよう、防災機能を重視した土地利用を進めます。

地震や津波等の災害に対しては、海岸線の整備や海岸防災林の強化等を進めるとともに、集中豪雨や台風による風水害に対しては、流域治水等を進め、防災・減災機能の強化を図る土地利用を進めます。

②調和とバランスの取れた持続可能なまちづくりの実現

人口減少や少子高齢化が進む中、無秩序な開発は周辺環境との調和に悪影響を及ぼすばかりでなく、快適で心豊かに住み続けられる都市を維持するうえでの困難を生じさせます。そのため、調和とバランスが取れた、持続可能なまちづくりを実現するための土地利用を進めます。

森林、河川、海岸等、本市の生態系を支える自然環境は、保全・再生・活用を進め、かけがえのない地域資源を良好な状態で次世代へ譲り渡します。**（自然水源ゾーン）**

また、農山林、里山、谷田、海岸砂地等のある農山村地域では、地域の特徴的な農業や景観を尊重した土地利用を進め、農地及び農村の多面的機能の活用による地域活性化を図るため、各種産業活動への土地活用を進めます。**（田園里山ゾーン、田園里浜ゾーン）**

一方、市街地は、暮らしに必要な都市機能や快適な居住環境の確保を図るとともに、産業用地との調和を図りながら、地域それぞれの個性を生かした市街地の形成を進めます。**（市街地ゾーン、中心市街地ゾーン）**

そして、市街地相互や農山村地域の拠点となる地域を交通網ネットワークで結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指し、商業機能や居住機能の計画的な誘導を図るとともに、既存市街地の高度利用と機能集積を促し、中心市街地から農山村地域に至るまで調和とバランスの取れた土地利用を進めます。

（２）土地利用の観点

①自然環境との共生

②田園環境との調和

③歴史と文化の尊重

④質の高い生活環境の形成

⑤調和と効率化への貢献

⑥国土軸の有効活用

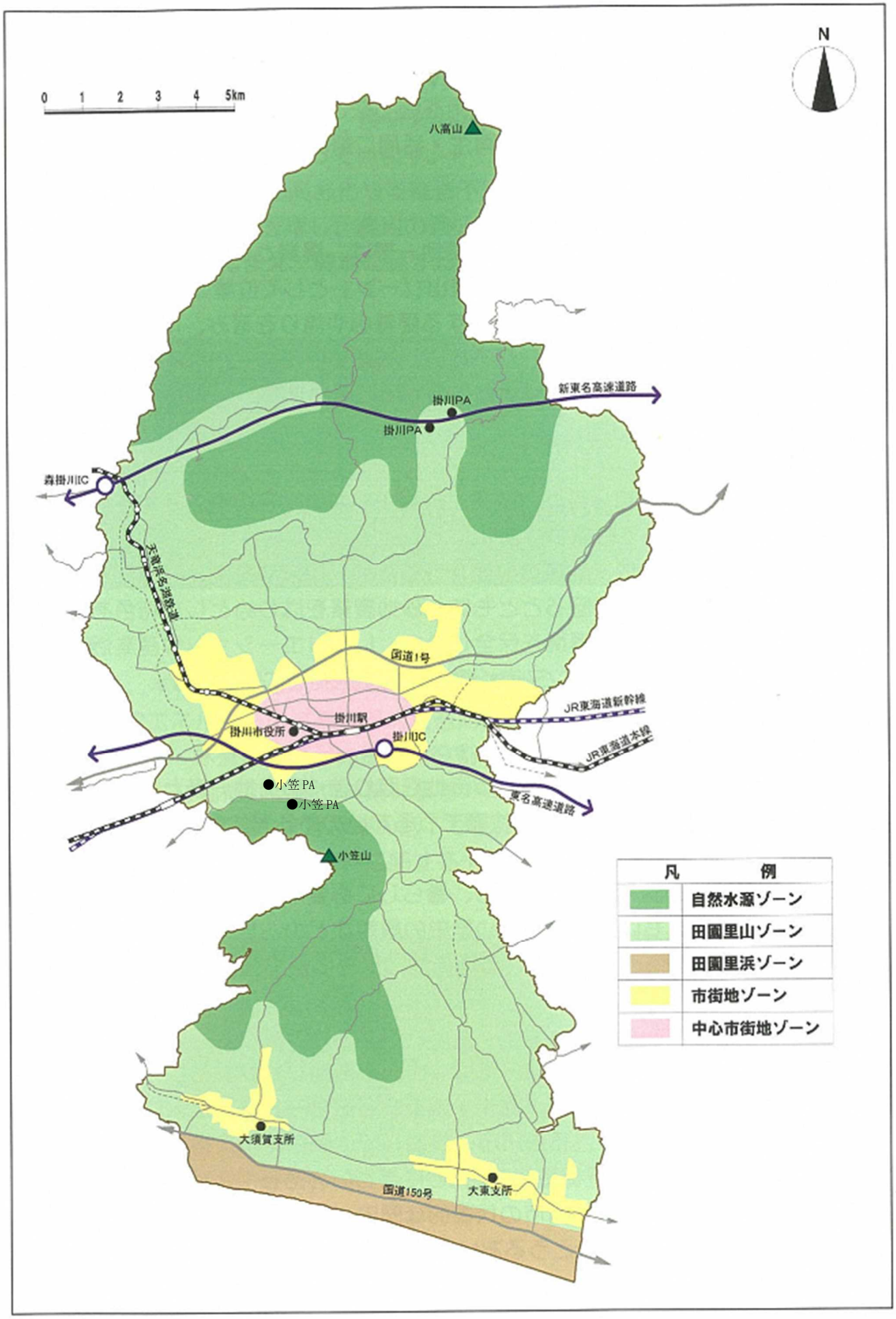
N
0 1 2 3 4 5km
八高山
新東名高速道路
掛川PA
掛川PA
森掛川IC
天竜浜名湖鉄道
国道1号
JR東海道新幹線
掛川駅
掛川市役所
掛川IC
JR東海道本線
小笠PA
小笠PA
東名高速道路
小笠山
大須賀支所
国道150号
大東支所
凡例
自然水源ゾーン
田園里山ゾーン
田園里浜ゾーン
市街地ゾーン
中心市街地ゾーン

第４章　戦略方針

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」を実現するため、20～30 年後の本市の将来を見据えたとき、今後取り組むべき姿勢を戦略方針として掲げ、７つの戦略の柱を軸としてまちづくりを進めていきます。

１　戦略方針

未来に向けてチャレンジできるまち掛川

社会状況や自然環境、人々の生活や価値観は、急速に大きく変化しており、掛川市は、持続可能な未来に向けて、地域の歴史を誇り、大切にしながら、新しいステージに挑むときを迎えています。

平成 19 年（2007 年）12 月に発信した「生涯学習都市宣言」は、市民が少しでも多くの幸せを実感し、健康で生きがいをもって生きていくために、一生涯学び続けていくことを掲げています。また、平成 25 年（2013 年）４月に施行した「掛川市自治基本条例」は、協働により「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川の創造を目指しています。

学びを続け、ともに役立ちあう「生涯学習」は、市民のチャレンジの積み重ねにより実現するものであり、市民によるチャレンジが広がることは、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川へとつながります。

本市は、この「生涯学習都市宣言」と「掛川市自治基本条例」の理念を実現するため、市民一人ひとりが輝き、いつでも、誰でも、何回でも、「未来に向けてチャレンジできるまち」を目指します。

また、掛川市の新しいまちづくりにおいては、対話を重視しながら、時代や社会の変化を的確に捉え、固定観念や既存の手法にとらわれることのない柔軟な思考で、一歩先の未来を描きながら取り組みます。

２ 戦略

令和の時代になり、人生100年時代やテクノロジーの急激な進化によるSociety5.0の到来、ＳＤＧｓの推進等の変革の時代を迎えました。そして、令和２年の新型コロナウイルス感染症拡大により、社会環境や経済状況、人々の生活や価値観まで大きく変化し、格差の拡大や社会の分断が起きています。すべての人に優しくサステナブル（持続可能）なまちであり続けるために、国籍、性別、年齢、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、広域連携、官民連携等の様々な連携により、課題解決を図っていく必要があります。

そのため、本計画では、20年後の掛川市を見据えて、ポストコロナ時代の「新しい生活様式」への移行や地方分散の流れ、デジタル化の浸透といった環境の変化を踏まえ、ＳＤＧｓやＤＸをより一層推進し、地域内で人や物が循環し、誰ひとり取り残されることのない包摂的な社会を目指すために、以下の戦略を立て、積極的な少子化対策を進めて人口増を目指した施策を推進していきます。

(1) 生涯にわたりこころざし高く学び心豊かに暮らすまち

（教育・文化分野）

①保幼小中の一貫した教育を柱に、デジタル環境を生かした「主体的・対話的で深い学び」を進め、市民総ぐるみにより、多方面で活躍できる人材を育成します。
②豊かな感性や創造性、思いやりの心を育むことで教養を培い、生涯にわたって学び、支えあい役立ちあい、何回でもチャレンジできる環境づくりを推進します。
③伝統芸能や生活文化など掛川に根付く文化を継承するとともに、地域資源を生かした新たな文化を創造し、掛川らしい文化を発信します。
④歴史・文化的資源を尊重し、テクノロジーにより、研究、観光等、文化財の活用の可能性を広げ、郷土への愛着や誇りを育みます。
⑤デジタル技術による学びや、人との関わり、本物の質の高さを体感する機会を創出し、誰もが豊かな経験をして、心を育みます。

①多方面で活躍できる人材を育成する教育ＤＸの推進
②生涯にわたる学びの推進
③掛川らしい文化の継承・創造・発信
④文化財の活用の可能性の拡大
⑤デジタル技術と本物の体験による学びの機会の充実

(2) 誰もが健やかに、安心で幸せな暮らしをともにつくるまち

（健康・子育て・福祉分野）

①若い世代が安心して働き、家庭を築ける豊かな環境を整備するとともに、市民、地域、企業、行政が連携し、市民総ぐるみで次世代を育成する体制と環境を整え、結婚、出産、子育てに積極的な地域づくりを推進します。
②多世代の交流をすすめ、何歳になっても健康で生きがいをもって生活できる環境づくりを推進するため、「ふくしあ」を中心として、市民とともにつくる地域包括ケアシステムを拡充します。
③一人ひとりが「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策を徹底するとともに、市民の健康管理を支援するため、テクノロジーや情報連携を活用した医療、健康づくり、福祉等における予防活動を推進します。
④市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認めあい、あらゆる差別のない、誰もが幸せに暮らすことのできるまちを目指します。
⑤福祉・医療・健康・子育て等において、デジタル技術を有効に活用し、従来の人や地域のネットワークをさらに強化し、高齢者、女性、障がいのある方、外国人等、誰ひとり孤立することなく取り残されないまちを目指します。

①市民総ぐるみで次世代の育成
②地域包括ケアシステムの拡充
③健康管理の支援と予防活動の強化
④誰もが幸せに暮らすことのできるまちの実現
⑤ＤＸによる福祉・医療・健康・子育て等ネットワークの強化

(3) 美しい自然環境と共生し、エネルギーの地産地消と資源循環を実現した持続可能なまち　（環境分野）

①山・里・川・海の豊かな自然環境、美しい水や空気は大切な資源であり、市民、企業、行政の協働により、継続的に保全します。
②環境と経済が両立し、地域の活力が最大限に発揮される地域循環共生圏の確立を通じて、脱炭素社会の取り組みを進めます。
③公民連携により、地域新電力会社によるエネルギーの地産地消を推進し、エネルギーを効率的に活用したまちを実現します。
④市民の自助・共助により、ごみ減量化や再生可能エネルギーの普及等、資源の循環を推進します。

①豊かな自然環境の保全
②地域循環共生圏の確立を通じた脱炭素社会の推進
③公民連携によるエネルギーの地産地消
④自助・共助による資源循環の推進

(4) 新しい技術と多様な働き方から活力ある産業を生み出す、世界に誇れるお茶のまち　（産業・経済分野）

①新たな事業を開拓する企業や起業の支援、多様な人材の活用を推進し、多くのイノベーションを生み出し、世界につながる活力ある産業を生み出します。
②地域で集積されてきたヒト・モノ・コトのさらなる充実と、新しい技術との連携により、生産・消費等の地域内経済の好循環を推進します。
③リモートワークやワーケーション等、自由に選択できる働き方により、いつでも、どこでも、誰でも柔軟に働くことができ、多様な人材が活躍するまちを実現します。
④地域の特性を生かした力強い農業と世界に誇れる茶業を推進します。

①産業の開拓や起業の支援による活力ある産業の創出
②ヒト・モノ・コトがつながる地域経済循環の推進
③柔軟な働き方の推進と多様な人材の活躍
④力強い農業と世界に誇れるお茶のまちの実現

(5) 魅力ある暮らしとホスピタリティにより、選ばれるまち　（シティプロモーション分野）

①地域資源を生かして市民総ぐるみでシティプロモーションを行い、労働・産業・観光・生活等、様々な形でまちに関わる関係人口の増加を目指します。
②豊かな自然環境とアクセスの良い立地、ホスピタリティの精神を売りに、魅力ある人材や企業・学校等を呼び込みます。
③積極的な子育て支援や質の高い教育により若い世代が安心して暮らせる環境を整えるとともに、ワーケーション等の柔軟な働き方の推進、移住支援、結婚支援等、あらゆる世代の多様な価値観やライフスタイルを支援し、選ばれるまちを目指します。

①様々な形でまちに関わる関係人口の拡大
②魅力ある人材や企業の呼び込み
③選ばれ、迎え入れるまちへ

(6) 災害に強く安全で安心な暮らしを支える基盤を整えたまち

（安全・安心・都市基盤分野）

①地震、津波、風水害等の大規模自然災害に備え、自然災害死亡者ゼロを目指した地域防災体制の強化・災害対策の充実を図るとともに、感染症対策を推進します。

②持続的に発展し、豊かな自然や各地域が育んできたコミュニティ、歴史・文化、産業を守るため、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。

③土地や建物等の地域資源を柔軟に活用し、移住や企業・学校等の移転を受け入れる体制を整えます。

④将来の自動運転等の実用化を見据え、移動手段を最適化し、誰もが安心して移動できるまちを目指します。

⑤デジタル技術により、防災や防犯等生活に必要な情報を誰でも迅速・的確に共有できる環境を整備し、市民一人ひとりの高い防災意識と自助・共助により安全・安心なまちを目指します。

①災害に強いまちづくり
②多極ネットワーク型コンパクトシティの実現
③地方分散による受け入れ体制の整備
④移動手段の最適化
⑤ＤＸによる自助・共助の安全・安心なまちの実現

(7) 協働と連携により誰もが支えあい役立ちあうまち

（協働・広域・行財政分野）

①市民が主役の協働のまちづくりを推進するため、年齢、性別、国籍等を超えた積極的な参画を促し、デジタル技術を有効に活用して市民相互や行政との情報共有の仕組みを整え、誰もが支えあい役立ちあう地域社会を築きます。

②広域的な課題に対する行政の広域連携を進めるとともに、民間の得意分野を生かし、関係人口を含めた官民連携等の様々な連携を進めます。

③市民満足度の高いサービスを提供するため、行政内部の積極的なＤＸの推進や、柔軟で多様な人材育成と活用を進めるとともに、地域資源の活用による経済の好循環を推進し、安定した財源確保を目指します。

④公共施設等のあり方を見直し、市民ニーズに即した形にしていくことで、行政サービスを最適かつ持続可能なものとすることを目指します。

①協働のまちづくりに向けた参画と情報共有の推進
②広域連携や官民連携の推進
③行政ＤＸや多様な人材活用と安定した財源確保
④公共施設等の適正化の推進